

12.5.19

筑豊石炭礦業會

互助會報

第2卷・第4號

昭和12年4月20日發行

筑豊礦山監督

第三種郵便物認可
毎月二十日發行
印刷納本 昭和十二年四月二十日發行

本邦石炭礦業の趨勢.....古田慶三(二)

最近に於ける互助會炭業の概觀.....風戸道康(九)

参.....(三)

退職積立金及退職手當法に關する質疑解答速記錄.....(三)

本會記事.....(四)

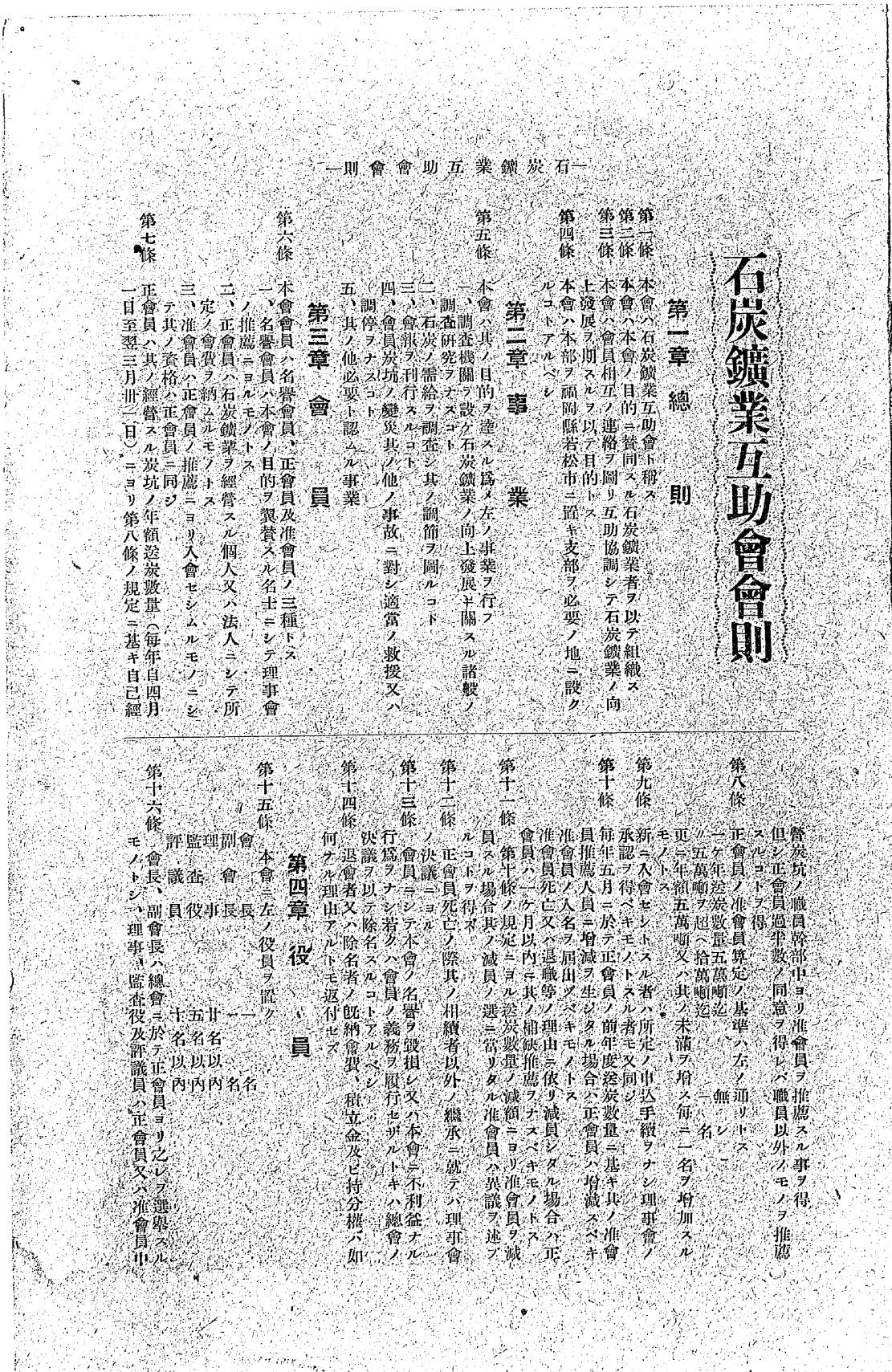
石炭礦業權設定.....福岡礦山監督局(五)

統計.....(五)

四月號

行發會助互業礦炭





一則會業助五石皮報

石皮助五石報

| 本會各期 | 次 |
|--------------------------|---------|
| 本邦有業者之總覽 | 吉田慶三(一) |
| 最近に於ける五助會業の概況 | 中西(二) |
| 按手、木道、鐵器、織物、新東邦製鐵株式會社の概況 | 吉田慶三(三) |
| 廢棄場地の開拓とその利用 | 中西(四) |
| 賃貸借合意及工賃手當法に関する質疑解答 | (五) |
| 本會新人會員紹介 | (六) |
| 本會記事 | (七) |
| 石炭礦業株式會社 | (八) |
| 本會新入會員紹介 | (九) |
| 本會記事 | (十) |
| 石炭礦業株式會社 | (十一) |

第六章 會議

ヨリ總會三於テ選舉又ルモノトス
但ノ同點者二名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位ヲ定ム

第十七條 但ノトスモノトス
會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐

シ會長事故アルトキ之レニ代ル理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ

會務ヲ執行ス

監査役ハ本會ノ會計及會務ヲ監査

評議員ハ會長ノ諮詢ニ應スルモノトス

第十八條 但ノ必要ノ場合ニハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十九條 役員ハ任期ハ左ノ通り足ム

會長、副會長ハ三ヶ月トス

理事、監査役及評議員ハ二ヶ月年トス

但ノ會計年度ノ中途ニ於テ任期ハ満了スル場合ハ次の定期

時總會終了迄任期ハ延スルキノトス

補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ得ニ其ノ必要ナキ

トスハ次ノ改選期迄補缺ヲナサルコトヲ得

第二十條 會長ハ必要アリト認ムトキハ會務ノ範圍ヲ理事會ニ

付リ臨時ニ會員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得

第二十一條 本會ニ主事一名、事務員若干名ヲ置キ會長之ヲ任免

但ノ主事ハ會長ハ本會ノ資產、基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ

以テ組織ス

第廿二條 本會ノ經費ハ基本金ノ利子、收入會費、寄附金其ノ他ノ收入金ヲ

ノ收入金ヲ以テ之レニ九ツ

但ノ理事會ノ決議ヲ經テ基本金ヲ經費ニ流用スルコトヲ得

得

第廿三條 本會ハ其ノ年度ノ預算ニ應ス總會ニ諮リ必要ナル金額

第廿四條 本會ハ其ノ年度ノ預算ニ應ス總會ニ諮リ必要ナル金額

ノ決定スルモノトス

第廿五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十日ニ終ル

第廿六條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經、決算ハ總會ノ承認ヲ

經テコトヲ要ス

第六章 會議

ヨリ總會三於テ剩餘金アルトキハ之ヲ基本金

第十七條 總會年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之ヲ基本金

第十八條 本會ノ會議ハ左ハ五種トス

定期總會

評議員會

監査役會

總會

監査役會

評議員會

監査役會

石炭鑛業助會報

第 四 號

目次

| | |
|------------------------|-------------------|
| 本會々則 | (頁外) |
| 本邦石炭鑛業の趨勢 | 吉田慶三(二) |
| 最近に於ける互助會炭業の概觀 | 風戸道康(九) |
| 鞍手、天道、筑紫三礦新東邦炭礦株式會社に譲渡 | (三) |
| 炭塵爆發に關する變遷 | 中西信(三) |
| 昭和十一年度内地鑛產稅賦課標準價格 | (三) |
| 退職積立金及退職手當法に關する質疑解答速記錄 | (三) |
| 本會新入會員紹介 | (四) |
| 本會彙報 | (四) |
| 本會記事 | (五) |
| 石炭鑛業權設定統計 | 福岡鑛山監督局(四) (五) |

本邦石炭鑛業の趨勢

昭和石炭株式會社 專務取締役

古田慶三

我國石炭業は最近數ヶ年間に於ける石炭需要の激増と生産並に販賣の兩方面に亘る統制の強化により未曾有の盛況と安定に恵まれつゝ一路發展の途上を辿りつつある。

一、需給の趨勢

我國に於ける石炭の需要は金再禁止を契機とする輸出貿易の世界的飛躍に加ふるに、インフレ景氣の進展に起因する重工業、化學工業、電氣業的一大躍進及び之に伴ふ一般產業の全面的殷盛により昭和八年以來異常なる増勢を辿りつつある、之を昭和石炭會社調査に係る有煙炭需要調に就て見れば（第一表参照）

| 年次 | 總需要 | 對前年增加（增加率） | | | | | | |
|----|--------|------------|------|------|------|-------|-----------|--|
| | | | 昭和八年 | 昭和九年 | 昭和十年 | 昭和十一年 | 昭和十二年（豫想） | |
| | 三、五七千噸 | | | | | | | |
| | 四、六六 | | | | | | | |
| | 三、五四千噸 | | | | | | | |
| | 四、六八 | | | | | | | |
| | 三、五三千噸 | | | | | | | |

右の如く年平均約三五〇萬噸の増加を示し昭和十二年に四、七五六萬噸と云ふ未曾有の巨額需要が豫想せられ、不況のどん底に沈倫せる昭和六年の有煙炭總需要に比し、二、〇六五萬噸（七七%）てふ驚異的激増を示現せんとしてゐる、斯如き需要の躍増は重工業、化學工業、電氣業等の活況を主因とするものにして、我國產業機構の重點が從來の輕工業本位より重工業、化學工業本位へと移行しつつあることを物語るものであり、今後も國防豫算の膨脹に伴ふ生産力擴充の線に沿ひ益々是等産業部門に於ける石炭需要の増加が豫想される。

重工業に於ける石炭需要の大宗が鐵鋼業なるは論なく、

— 趨勢の業種別需要 —

(表一第) 産業別需要調査

| 業別 | 年次 | (有煙炭) | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|----------|
| | | 昭和八年 | 昭和九年 | 昭和十年 | 昭和十一年 | 昭和十二年（豫想） | 八年／十二年對比 |
| 重 工 業 | 四、七一〇 | 五、六〇四 | 六、一九七 | 七、二九七 | 八、七三六 | 一、〇〇四 | 二、一三 |
| 窯 業 | 二、八二一 | 三、〇五〇 | 三、四四一 | 三、六三七 | 三、九三一 | 一、〇五〇 | 三、六 |
| 電 氣 業 | 一、八二一 | 二、五五六 | 二、八五三 | 三、二三二 | 三、五三一 | 一、〇九〇 | 三、六 |
| 瓦斯 | 一、八二一 | 一、九〇〇 | 一、〇五八 | 二、一七九 | 二、二四三 | 一、九二 | 二、一八 |
| コークス業 | 一、八二一 | 一、九〇〇 | 一、〇五八 | 二、一七九 | 二、二四三 | 一、九二 | 二、一八 |
| 化學工業 | 一、八二一 | 一、九〇〇 | 一、〇五八 | 二、一七九 | 二、二四三 | 一、九二 | 二、一八 |
| 紡織工業 | 三、二四四 | 三、五九一 | 三、八五九 | 三、八四三 | 三、八四三 | 一、八三 | 三、四 |
| 食料品工業 | 二、〇八八 | 二、一六一 | 二、〇九四 | 二、二三六 | 二、三六六 | 一、八一 | 二、五六 |
| 化學工業 | 一、八八八 | 一、九〇六 | 一、九一九 | 一、九二九 | 一、九三三 | 一、九〇 | 一、九二 |
| 紡織工業 | 一、八八八 | 一、九〇六 | 一、九一九 | 一、九二九 | 一、九三三 | 一、九〇 | 一、九二 |
| 道 道 | 三、四〇八 | 三、九七六 | 三、七九七 | 三、七九七 | 三、七九七 | 一、七一 | 二、五八 |
| 陸 上 計 | 三、四三 | 三、七六八 | 三、七六八 | 三、七六八 | 三、七六八 | 一、七一 | 二、五八 |
| 船 焚 料 | 三、三九五 | 三、五六一 | 三、七七七 | 三、七七七 | 三、七七七 | 一、七一 | 二、五八 |
| 其 他 | 三、八九 | 三、九九 | 四、〇八一 | 四、三五 | 四、四四七 | 一、六八 | 一、五三 |
| 鐵 道 | 三、四〇八 | 三、九七六 | 三、九七六 | 三、九七六 | 三、九七六 | 一、七一 | 二、五八 |
| 官 道 | 三、四〇八 | 三、九七六 | 三、九七六 | 三、九七六 | 三、九七六 | 一、七一 | 二、五八 |
| 其 他 | 三、八九 | 三、九九 | 四、〇八一 | 四、三五 | 四、四四七 | 一、六八 | 一、五三 |
| 鐵 道 | 三、四〇八 | 三、九七六 | 三、九七六 | 三、九七六 | 三、九七六 | 一、七一 | 二、五八 |
| 其 他 | 三、八九 | 三、九九 | 四、〇八一 | 四、三五 | 四、四四七 | 一、六八 | 一、五三 |
| 地 上 計 | 三、四三 | 三、七六八 | 三、七六八 | 三、七六八 | 三、七六八 | 一、七一 | 二、五八 |
| 外 地 計 | 三、三九五 | 三、五六一 | 三、七七七 | 三、七七七 | 三、七七七 | 一、七一 | 二、五八 |
| 總 計 | 三、五七三 | 三、六六二 | 三、八二九 | 三、九三一 | 三、九三一 | 一、九〇 | 二、五八 |

就中其の大半を占むる製鐵コークス原料炭は製鐵國策の進行に連れ、將來莫大なる需要增加を來す趨勢にある、化學

工業、各種樂品工業の殷賑、石炭系硫安合成法の本格的發

工業に於ては人絹並に人纖工業の躍進、之に牽連する曹達

展等々が需要增加の主因にして、之等各種化學工業並に重工業の發展は勢ひ電力需要を旺盛ならしめ發電用炭の需要增加を來すことになる。

以上三大産業の殷盛並に國力の伸張に伴ひ窯業、鐵道、紡織工業、瓦斯、コークス業、食料品工業等々の一般産業も全面的に流況を異し、石炭需要を益々旺盛ならしめつつある。

更に將來の石炭需要に於て最大注目に値するものは人造石油工業の勃興である。政府の石炭液化七ヶ年計畫は昭和十八年に二百萬噸製油を目標にしてゐるが現在の揮發油需要四百萬噸に今後の需要增加を考慮に容れると、之は國防計畫の目標に遠く及ばざるものにし、恐らくは斯業の進行過程に於て、更に遠大なる計畫が樹立せらるるに至らずやと思はれる、從て斯業の本格化に伴ふ油化用炭の需要は實に莫大なる數量に上るであらう。

右二百萬噸計畫の中、其約半量は領土並に滿州に於て、残りの約百萬噸が内地に於て製油せらるゝこととなるべく製油廻當りの石炭所要量は約五噸と云はれるから、内地に於る油化用炭の所要量は昭和十八年には約五百萬噸と推算される。

斯如く製鐵並に油化原料炭は將來に於ける需要增加の大

宗となり、昭和十六年には是等特殊用炭のみにて千二百萬噸近くの巨額需要に上るべく、其他、化學工業、電力業を主體とする一般用炭の需要は約五千三百萬噸近くに上り、總需要大約六千五百萬噸に達し、十一年度總需要に對し二千百萬噸、四八%餘の激増を豫想される。

之に對する供給の狀態を見ると別表に於ける如く總供給の九割内外は内地炭により、殘一割が移輸入炭によつて、賄はれ大體に於て我國石炭界は自給自足の状態に在ることが判る(第二表参照)。且又内地炭は供給總量と略同一の增加率を辿り、大體需要の增加に步調を合せて増産せられつつあることを示してゐる、總需要の一割が移輸入炭に依つて賄はれてゐるのは内地市況の安定を計るが爲めに先づ非統制炭たる移輸入炭にフル・シェヤーを與へて内地協定炭の送炭を調節抑制せる結果に外ならず、内地炭の無力を物語るものではない。

從來稍もすれば内地の石炭資源は貧弱であるとか、老境に入つたとか言はれ、多きを望む能はざるかの如くに悲觀せられたのであるが、昭和七年末以來俄然生起せる石炭の急激なる需要増加に對し昭和八年以來の僅か四ヶ年間に内地炭のみにて一千四百萬噸餘の増産を行つて激増せる需要

(表二第) 内地炭、移入炭、輸入炭、供給計
年 次 内地炭 移入炭 輸入炭 供給計
昭和八年 (三〇、四九) (二四) (二九) (三、一九) (三、七〇)
(二〇〇) (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇)
九年 (三、二九) (二九) (二九) (二九) (二九)
(二〇〇) (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇)
十年 (三、二九) (二九) (二九) (二九) (二九)
(二〇〇) (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇)
十一 (三、二九) (二九) (二九) (二九) (二九)
(二〇〇) (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇)
十二 (三、二九) (二九) (二九) (二九) (二九)
(二〇〇) (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇)
五ヶ年平均 (三、二九) (二九) (二九) (二九) (二九)
(割合) 50% 19% 8% 10% 5%

の利用率は他國に比し良好であるから逐年技術並に機械の進歩に伴ひ其の大部分を採掘し得るやうにならう、從て今後重工業、化學工業、電氣業の躍進、人造石油工業の勃興等に因る石炭需要の激増を考慮に容れても將來數百年の供給に事缺く虞れはなかるべく、我國石炭鑛業の前途は實に洋洋たるものがある。

一、統制の概況

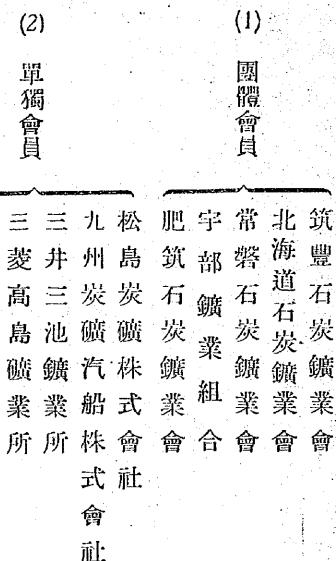
内地炭界は主要炭業者を網羅する生産カルテルたる石炭鑛業聯合會並に販賣カルテルたる昭和石炭株式會社の連繫による自治的統制が頗る巧妙適切に行はれ、且つ、九州地方に於ける中小炭礦主の生産並に販賣カルテルたる五助會石炭株式會社が之と協調を保てるため協定炭は全國產炭の約八〇%餘を占め、寔に空前無比の安定を得てゐる。

に應じ得たのみならず、尙増産の餘地綽々たるものあるを見れば此の悲觀の杞憂なるを知ると共に我國石炭業の強靭なる彈力性を窺ひ得るのである、日本の石炭資源は内地、領土を併せて二百數十億噸と推算せられ、其の埋藏地點も多くは海岸からの距離近く、搬出に地の利を占め、實際上

生産カルテルたる石炭鑛業聯合會は大正十年に全國主要鑛主の任意的協定により結成せられ、送炭調節による石炭鑛業の調整を其の主要職能として來た。

之を構成する左記會員は或は團體會員たる地方鑛業會と

して中央機關たる石炭鑛業聯合會の全國的統制に基き夫々獨自の協定をなし、又は單獨會員たる炭礦として直接聯合會の統制下に立ち地方的統制を行ふ建前をとつてゐる。



生産統制の根軸をなす送炭割當數量は昭和石炭會社の調査に係る全國石炭需給豫想に基き先づ全需要豫想數量よりアウトサイダーの供給豫想全量を差引きたる殘數量を以て之に充當し、需給の圓滿なるバランスを保持する建前をとり且つ、割當期間は年間の需要季、不需要季に照應するやうに考慮して、上期（自四月至九月）下期（自十月至翌年三月）に之を分ち、需要の季節的變動に對處する仕組をとつてゐる。

炭の内地輸入數量に就ても協定してゐるから、内地向全供給數量から云つても八割以上が生産協定の實質を備へてゐる譯である。

(B) 販賣統制

販賣カルテルたる昭和石炭株式會社は昭和七年十一月全國主要礦主の任意的協定に依て結成された。從來も石炭販賣統制は種々の形に於て幾度も計畫せられ實現しかけたが何れも不幸にして失敗に歸した、然るに昭和五年から昭和六年夏に亘つて襲來せる世界的不況は炭礦業を最も強烈に震撼し、需要の減退炭價の暴落等慘憺たるものあり、石炭聯合會の生産統制のみにては到底炭業者の苦境を切抜け得ざることが痛感せられ同時に、時代の風潮たる統制經濟思想にも影響せられ、炭業者間に協調の議熟し、昭和石炭株式會社の設立を見るに至つたのである。

昭和石炭會社の構成メンバーたる株主は前記石炭聯合會の加盟礦主と略同一である。同社の主要職能は石炭需要を精査し適正なる調節を圖ること、炭業者相互の無謀なる競争を排除し炭價を妥當なる水準に安定せしむること荷役輸送の合理化、石炭利用の合理化を促進する事等々である。

てゐる、而して需給均衡の完璧を期する爲めに、聯合會員は各自の割當高厳守を申合はせ之が實現に努力し、割當高超過の送炭を認めぬと同時に割當高迄は必ず送炭するを要することゝし、超過送炭に對しては勿論のこと、不足送炭に對しても夫々の過不足數量につき毎月の罰金を課しが履行を強制し、且又、期の途中に於て需給の變調を認むるときは適宜之を調整し得るやうに融通性のある調節方法を講じてゐる、最近は需要激増し兎角送炭が之に伴はない傾向があるので、超過罰金を引下げ、不足罰金を逆に引上げ極力増産を勧奨する事になつた、斯如く、最初は送炭制限と云ふ消極的な方面に主力を置いた石炭聯合會が近來の需要激増趨勢に對処すべく、從來の抑制主義より積極的な増産獎勵主義に機能の重點を轉向せしむるに至つた事は注目に値する。

尙、石炭聯合會は九州全國に於ける中小礦主の生産並に販賣カルテルたる互助會石炭株式會社と毎期送炭割當高を協定し、其の協定數量は内地全出炭の八〇%餘に上り、且つ双方共協定割當高の嚴守を實行し來りたるため、内地炭界は需給の均衡を保ち、未曾有の安定を招來するに至つた且又、聯合會は毎期満鐵と協調して輸入炭の大宗たる撫順

需給調節に關する昭和石炭の任務は全國石炭需給の動向を精査して正確なる需給豫想を樹て、石炭聯合會に依る送炭割當高決定の指標を提供することにある。之が爲めに本支店總動員にて全國に調査網を張り、株主各社よりも必要な統計資料を一切提出せしめ、産業別、得意先別に精細なる石炭需要を調査し、之を總括して全國石炭需要を豫想し、他面アウトサイダーの供給數量をも精密に推定し、先づ之にフル・シェヤーを與へ、其の差引殘額を統制炭の送炭所要高とすると云ふ穩健妥當なる方法に依り需給の均衡を期してゐる。而かも需給何れかに變化を認むる場合は機を逃せず石炭聯合會と協議して其の對策を最も機敏に實行し、常に需給のバランスを失せぬ様に注意してゐる。之がため昭和石炭會社設立後四ヶ年餘の實績に徴すれば、需給は殆んど完璧に近い程度の均衡を保つに至つた。

右の如くにして需給のバランスが保たれれば、炭價は自然或程度迄安定すべきものであるが、更に之を公正妥當なる水準に維持せしむるために、人爲的工作を加へ生産費を割る如き不當の低位にあるものは之を是正して正當なる市場水準に引上ぐると共に、他面、不當鉤上げを抑制し、格付に依て同種炭は同値とし價格の公平を保ち、會社により

甲乙なき事としたので、從來の如き無謀なる販賣競争は除去せられ、炭價は常に公正妥當なる點に安定するやうになつた。之は實に供給者側に對してのみならず又需要家側にも便益なる所以が次第に認識せられつつあることは欣快に堪へぬ處である。

尙昭和石炭會社は直接販賣の衝に當るものではなく、販賣契約、荷渡、代金の受授等の商行爲は總て株主各社が夫々の危險負擔に於て各別に之を行ひ、昭和石炭會社は統制の大局部的見地から株主各社の販賣數量並に値段其他の諸條件を規律し各社が準據すべき販賣上の指標を示し、且、株主の荷渡を監査し、送炭割當數量に基きて決定せらるゝ各株主の販賣割當數量を過不足なく賣捌かしむる様に努力するのである。

荷役、輸送の合理化並に石炭利用の合理化は何れも其の緒に着き、今後其の成果には大いに期待しえべきものがある。就中、石炭利用の合理化に就ては近代科學の進歩に伴ひ石炭の利用價值は非常に向上し、單なる直接燃料たるに止まらず貴重なる各種化學原料としての用途が著しく多角化せる今日に於ては石炭の性質をよく攻究し、適所に適性炭を振り向ける資源の合理的利用を圖ることが緊要である。

之がため昭和石炭會社は大規模なる石炭研究所を設置して先づ炭種の單純化、規格の統一に全力を擧げ、同社の石炭工業分析は最高權威としての正確を誇り得るに至つた。更に今後は之を基礎に化學分析に進み用途別適性に依り利用の合理化を促進すべく一意邁進してゐる。

昭和九年五月、石炭鑛業は重要産業統制法の指定を受け同法の適用圈内に入ることとなつた。同法制定の趣旨は重要産業の健全なる發達を期するためのカルテル助成と獨占の社會的弊害を抑制するためのカルテル取締の二點に繋り立法當初はカルテルの助成に運用の重點が在つたのが、近來は其の取締監督に重點が移行し來り、石炭業を斯法の適用圈内に入れたのは、石炭カルテル獨占の弊害を取締らんとする用意に出たものと認めらるる。然るに日本に於ける石炭の自治的統制は諸國に比を見ざる程の公正妥當なる運用に依り、需給の均衡並に炭價の調整に其の實を擧げ來れる爲め、未だ曾て石炭業に對し同法が發動し國家の干渉を來した事がなく、自治統制の妥當性を裏書してゐるのは業者の誇りとする所である。
(昭和十二、四、九)

最近に於ける互助會業の概觀(二)

石炭鑛業互助會主事 風 戸 道 康

產制限の實現等在其のスローガンとして炭界刷新、統制強化從業員擁護の大運動を起し其の主張の大半を實現することを得た。

尙昭和七年撫順炭の移入による内地炭界の脅威を除去すべく大運動を起したが政府及び滿鐵は會の要望を正當として其の制限を行ふ事となつた。

而して其の翌年即昭和八年九月十五日筑豊鑛業組合は獨立して筑豊石炭鑛業互助會と改名し、石炭鑛業聯合會と並んで中小炭礦統制機關の設立を見た譯である。以後本會は常に石炭聯合會と折衝し内地石炭需給の圓滑なる統制に努めて來た。目下本會の統制する炭礦は福岡、長崎、佐賀の三縣下の七十四礦(本月一礦増加)に及び、之等諸礦に對する生産量は合計約五百三十萬噸の多きに及んでゐる。

左記は十二年度内地石炭需要見込及供給割當數量である。

本會所屬炭礦は從前筑豊鑛業組合(現在の筑豊石炭鑛業會)に大手筋炭礦と共に加盟し石炭鑛業聯合會の生産統制に服してゐた。然し當時の統制は頗る不充分で、即ち昭和四五年の如き最不況時に於てさへ聯合會は僅か五分の送炭制限を行ふが如き状態で、供給は需要を越え、炭價はコストを割り、爲に中小炭礦は經營困難なるもの多く、中には廢礦倒産するものあり、大手筋に於ても採算不利を告げてゐたのである。

因つて筑豊中小炭礦業者は此際炭界の統制を鞏固ならしむる必要ありとして、昭和五年四月上嘉穂鑛業會(後互助會と改名)を組織し、筑豊鑛業組合の機能改善、三割の生

需 要 四四、六〇五千噸(昨年ヨリ三、八一四千噸増)
供 給 四四、八〇五千噸(需要ヨリ二〇萬噸多キハ
期未貯炭増加ノ爲)

内 譯 聯 合 會 二七、七一二千噸
互 助 會 四、三二九千噸

非 協 定 炭 一二、七六五干噸

右の中非協定炭には互助會會所屬の分九十五萬二千噸が含まれてゐるので結局互助會出炭振當は、合計五百三十萬噸となる。

販賣統制

右の如く本會所屬炭礦の統制は本會に依つてなされたのであるが、夫れは主として生産額の統制で販賣方面は殆んど無統制で、各礦は連絡、協調を無視して自由販賣を行ひ其の蒙る不利の渺からざるものがあつた。此處に於て本會は昨年末互助會石炭株式會社を設立し、生産統制と販賣統制を一元化し完全なる統制を實現すべく、飛躍的に其の機構を充實擴大し、活潑なる活動を行つてゐるが目下新會社は左の如き方法を以て販賣の統制を實現してゐる。

互助會石炭株式會社の販賣統制方法

業務課長 佐藤 愿純 氏 談

本社が販賣統制の使命を達成するには各種の方法があり

ませうが其の主なるものは大體左の如き三種の方法であるとしてゐるのであります。

一、各株主の勘定と危險負擔の下に行ふ共同販賣

二、各株主の勘定と危險負擔の下に行ふ委託販賣

三、引合先及び賣值の査定

而して第一の方法は株主炭の販賣統制を完全に行ふ上に最も理想的なものでありまして、之に依れば、各株主は多大の費用を投じて販賣機關を設置する必要もなく、統制も完全に行ふ事が出來るのですが、目下各株主の特殊な事情もあり當分其の實現は不可能として將來の懸案としてゐるのであります。而して此の方法は昭和系炭礦に於ても行はれてゐない。從つて本會が目下採用してゐる方法は昭和石炭が行つてゐる様な、第三の方法に依る販賣値段の査定及引合數量、又は引取の確實性等の査定を會社が行ふ事を原則として、尙第二の方法も採用し、一部礦主の希望に依り、其の出炭の全部又は一部分の委託販賣又は賣込先斡旋を行つてゐるのであります。從つて本會の販賣統制の方法を昭和と比較すれば、昭和は單に第三の方法に依り値段引合先の査定を行ふ事のみに限られてゐますが、本會は定款にある様に、會社株主炭の買付並に販賣(委託)を行ひます。尙参考の爲め本會定款を左に掲げて置きます。

互助會石炭株式會社定款

第壹章 総 則

第一條 會社ハ互助會石炭株式會社ト稱ス
第二條 會社ハ本店ヲ福岡縣若松市ニ置ク
第三條 會社ハ石炭ノ需給調節販賣統制品質改善ヲ計ルヲ以テ目的トシ左ノ業務ヲ營ムモノトス

一、石炭ノ賣買並ニ仲介

二、前號ニ附帶スル事業

第三條 會社ハ本店ヲ福岡縣若松市ニ置ク

第四條 會社ハ石炭ノ需給調節販賣統制品質改善ヲ計ルヲ以テ目的トシ左ノ業務ヲ營ムモノトス

スルモノトス

第五條 會社ノ存立時期ハ會社設立ノ日ヨリ滿拾年トス
第六條 第貳章 資本 及 株 式

第七條 會社ノ資本金ハ金壹百萬圓ト定メ之ヲ貳萬株ニ分ナシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓也トス

第八條 株金拂込ノ日時場所及金額ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込當日迄拂込金百圓ニ付日歩四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ支拂フモ
ノトス

其他本社は株主炭の信用増大の實行方法として調査機關を設け現場に現場員を置き貨車毎に品質、入量其他に就き一々検査を行ひ、不備な點の改善を促し、同時に契約の完全なる履行を各株主礦主に對し注意し、警告すべき事は委員會の決議に依つて之を發する等極力其の改善に努めてゐる次第であります。

大體以上が本社の目下行つてゐる販賣統制の實狀であります。

第拾條 會社ノ株主ハ石炭鎌業互助會ノ會員ニ限定ス株主ハ住所

— 観概の業炭會助互るけ於に近最 —

右に依れば各業務中最も多數を占めてゐるものは採炭夫で男女計一萬八千三百二十八人で、全礦夫數の丁度半數程度であり、次が支柱夫の約七千人、選炭夫の約二千六百、坑外運搬夫の千八百、坑外機械夫の約千六百の順となつてゐる。

地方別では鞍手、嘉穂、遠賀が最も多數を占め合計二万八千人で全數の七割強に及んでゐる。

| 年 齢 | 礦 夫 の 年 齢 調 | | 合 | 計 |
|----------------------------------|----------------------------|-------------|---|---|
| | 坑 内 夫 | 坑 外 夫 | | |
| <small>(昭和九年四月末現在、炭礦數四四)</small> | | | | |
| 十五才以下 | 男 一 女 七 | | | |
| 自十六才 | 男 一 女 六 | | | |
| 至十九才 | 男 二 女 八 | | | |
| 自二十才 | 男 一 女 七 | | | |
| 至廿四才 | 男 一 女 三 | | | |
| 自廿五才 | 男 二 女 三 | | | |
| 至廿九才 | 男 三 女 三 | | | |

である。尙互助會系炭礦と大手筋炭礦との年齢上より見た相違點の主なるものは大手筋の方が若年者の多い事であるが、此事は大手筋炭礦が機械採炭及び集約採炭を行ひ、年長熟練手掘採炭夫を必要としなくなつた事を示し、互助會に於ては未だ之等の礦夫が必要とされてゐる事を現してゐる。

礦夫地方別出身地調

(昭和九年四月末現在、炭礦數四四)

| 地 方 別 | 實 數 | 比例 | | 合 |
|------------------|--------|-----|----|---|
| | | 男 | 女 | |
| 北 海 道 | 一六 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 東 北 地 方 | 二八 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 東 北 地 方 | 四九 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 東 北 地 方 | 一二 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 東 北 地 方 | 四六 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 東 北 地 方 | 一七、〇三六 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 東 北 地 方 | 一七、〇七四 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 東 北 地 方 | 一一、三六三 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 東 北 地 方 | 一一、一七六 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 東 北 地 方 | 一一、一七六 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 東 北 地 方 | 一一、一七六 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 東 北 地 方 | 一一、一七六 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 東 北 地 方 | 一一、一七六 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 近 畿 地 方 | 七七 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 中 國 地 方 | 一〇〇 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 四 州 地 方 | 一〇〇 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 其 他 | 七七 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 計 | 一一〇 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 合 | 一一〇 | 一〇〇 | 〇〇 | |

礦夫縣別出身地調

(但し九州、中國、四國)

| 福 岡 県 | 佐 賀 県 | 長 崎 縣 | 熊 本 縣 | 宮 崎 縣 | 大 分 縣 | 鹿 兒 島 縣 | 沖 繩 縣 | 合 | 計 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------|---|---|
| 五、〇六五 | 一、四三三 | 六、四九八 | | | | | | | |
| 一、五三七 | 二三三 | 一、七七〇 | | | | | | | |
| 四八一 | 八三 | 五六四 | | | | | | | |
| 一、四三九 | 二八六 | 一、七二五 | | | | | | | |
| 八三三 | 二二二 | 一、〇五六 | | | | | | | |
| 四六六 | 五九 | 五五五 | | | | | | | |
| 七八一 | 一〇七 | 八八八 | | | | | | | |
| 八六 | | 九〇 | | | | | | | |
| 一〇六八八 | 二、四二八一 | 三、一六 | | | | | | | |
| 合 | | | | | | | | | |

右に依れば坑内夫は廿五歳より卅九歳迄が最も多數を占め四十五歳以上になれば其の數が急激に減少してゐるが此の事は年が行けば坑内の仕事は無理であるからである。坑外夫の中女礦夫にありては十六歳より二十四歳迄が最も多數であるが之は結婚迄に婦人が多く之に從事する事を物語つる。

礦夫の雇傭状況

礦夫の募集方法としては本會所屬炭礦として別に特殊の方法を用ゐるものではなく一般に行はれてゐる方法に依つてゐる。即ち直接募集としては事業主係員が出張してなす募

集、或は門前募集があり、委託募集としては殆んど營利職業紹介業者の利用募集により、緣故募集としては、世話方飯場頭等の募集及び稼働者の紹介に依るものがある。即ち募集方法により其の割合を表示すれば左の如し。

| 方 法 | | (昭和八年調査、鎌山數四四) | |
|------------|--------|----------------|--------|
| 實 敬 | 比 例 | 實 敬 | 比 例 |
| 事業主係員出張募集 | 一、九六九 | 前 募 集 | 三、六九六 |
| 督利紹介業者利用募集 | 二一一 | 方飯場頭等の募集 | 六、三一三 |
| 世話計 | 九、一一五 | 二二一 | 一 |
| 稼働者紹介 | 三〇 | 一 | 一 |
| 合 | 四三 | 七 | 九% |
| | | | |

— 最近の業界動向に於ける相互助益の概観 —

右によれば其の多くは縁故募集の礦夫の紹介、世話方飯場頭等の募集により全體の約七割以下を占めてゐる。近時は炭界好況の爲礦夫不足を告げ各礦は何れも其の募集に大童で事業主係員の出張募集が行はれてゐる。而して其の主な募集先は九州及四國方面の農村地である。

募 集 費 用

礦夫募集に要する費用は昭和八年の調査によれば左表の如くで、相當多額に上り募集手數料が最も多い。尙本會系

業炭會助互るけ於に近最 —

工場労働者と異り炭礦稼働者は頗る移動性に富み前掲
稼働者勤続期間の項にも述べた様に一年以上同一炭礦に定
着して働く者は極めて少數で、特に坑内夫は其の日暮しの
放縫性を帶びた者が多く、常に各所の炭礦を渡り歩く者が
多い。又、最近は炭礦の景氣よく、何所の炭礦も稼働者拂
底に悩んでゐる爲、容易に就職が出来るので益々移動が甚
だしくなつた様である。福岡鑛山監督局の調査によれば毎
月管内鑛夫數の八%乃至十二%程度の鑛夫が解雇され又之

礦夫稼働率

然し筑豊石炭礦業會では本年四月より其の具體的着手をなし目下萬般の準備を進めてゐる。

最近本會では礦夫移動防止を使命の一部として礦夫統制

| | 雇 | 入 | 種 別 | 遠賀 | 鞍手 | 嘉穂 | 田川 | 糟屋 | 長崎 | 佐賀 | 合計 |
|-----|------|---------|-----|---------|----|----|-------|-------|-------|-------|----|
| 採炭夫 | 八元 | 西三 | 七三 | 元〇 | 元三 | 堯一 | セ三 | 西三 | 西三 | 西三 | 四三 |
| 支柱夫 | 西四 | 二七 | 二九 | 四 | 一五 | 三七 | 一 | 六三 | 一 | 一 | 四三 |
| 其 他 | 元九 | 二六 | 二七 | 九 | 六 | 二九 | 二〇 | 一九 | 一〇 | 一九 | 四九 |
| 計 | 一、七一 | セ五、一四〇七 | 西三 | 西三 | 西三 | 堯一 | セ三、四三 | 西三 | 西三 | 西三 | 四三 |
| 採炭夫 | 西四 | 四三 | セ〇 | 三三 | 三七 | 堯七 | 六六 | 西三、九三 | 西三、九三 | 西三、九三 | 九三 |
| 支柱夫 | 西四 | 九 | 三九 | 三五 | 三七 | 堯七 | 三一 | 一 | 八九 | 一 | 一 |
| 其 他 | 三六 | 全 | 二四 | 堯 | 三一 | 二五 | 七 | 八四 | 八四 | 八四 | 二四 |
| 計 | 六三 | 西四、一三一 | 西三 | 西三、一〇〇一 | 西三 | 堯七 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

稼働者の勤続期間

| | | 方 | | 法 | | (昭和八年調査、炭礦數四四) | |
|----|-----|---|---|----|-----------|----------------|----|
| | | 實 | 數 | 實 | 數 | 比例 | |
| 事業 | 主係員 | 田 | 張 | 旅費 | 二、九九八、一二 | 六五 | |
| 稼 | 働 | 者 | 旅 | 費 | 二、〇〇五、三四 | 六 | |
| 前 | 貸 | 金 | 回 | 收不 | 能額 | 六、四〇三、七四 | 九% |
| 合 | | | | 計 | 三二、六一二、五三 | 二〇 | |
| | | | | | 一〇〇 | | |

方
法

(昭和八年調査、炭礦數四四)
實數
比例

卷之三

働は常に危險を供ひ、傷害多く爲に工場勞働者に比較すれば其の稼働率は頗る低率である。特に本會系炭礦に於ては探炭稼行條件不良であり、設備等も不備の爲大手筋炭礦に比し、探炭夫の稼働率は8%低く、坑外夫は6%劣つてゐる。左記統計は昭和八年十一月より同年四月迄の本會所屬炭礦四四礦の稼動率である。尙稼動率とは在籍稼働者數中實際稼働した稼働者數の割合の事である。

| 年 | 月 | 坑内夫 | 坑外夫 |
|---------|-----|------|------|
| 昭和八年十一月 | 十二月 | 七三・一 | 八三・六 |
| 昭和九年一月 | 二月 | 七三・六 | 八四・六 |
| 同 | 三月 | 七二・八 | 八二・二 |
| 同 | 四月 | 七四・九 | 八四・〇 |
| | | | 八四・六 |

備考Ⅱ本表の稼働率は各炭礦の月平均率を合計し、夫れを礦夫數で除して得たものである。尙右の各炭礦の月平均稼働率は、日々の稼働率の月合計を其の月の日數（公休日を除く）を以て除して得たものである。

礦夫賃金

本會系炭礦礦夫賃銀は本年一月分は左の如し

| 在籍一人ヶ月當り平均 | 三〇、五六三 |
|------------|--------|
| 外 | 一、六三七 |
| 坑 | 一、四三一 |
| 内 | 一、二五三 |
| 坑 | 一、一五〇 |
| 外 | 一、二五六 |
| 内 | 一、〇三六 |
| 坑 | 一、四四二 |
| 外 | 一、〇四七 |
| 内 | 一、一九七 |
| 坑 | 一、二六七 |
| 外 | 一、二〇一 |
| 内 | 九八六 |
| 坑 | 八三七 |
| 外 | 九八六 |
| 内 | 六四三 |
| 坑 | 一、二〇一 |
| 外 | 一、一九七 |
| 内 | 一、〇四七 |
| 坑 | 一、二五六 |
| 外 | 一、四四二 |
| 内 | 六四三 |
| 坑 | 一、一五〇 |
| 外 | 一、二五六 |
| 内 | 一、〇三六 |
| 坑 | 一、四四二 |
| 外 | 一、〇四七 |
| 内 | 一、一九七 |
| 坑 | 一、二五六 |
| 外 | 一、四四二 |
| 内 | 六四三 |

右に依れば採炭夫の賃金が最も高く次は支柱夫であり、最も安いのは選炭夫である。尙右表には現れてゐないが之を地方別に見れば最も高賃金の地方は長崎縣で總平均一圓四拾四錢となり次が柏屋郡の一圓四十一錢、遠賀郡の一圓三十八錢、嘉穂の一圓三十七錢の順となつてゐる。次に賃銀に就て注目すべき事は最近著しく値上り現象を來してゐる事で現在本年一月賃金を半年前昭和十一年七月分に比較すれば約二割の値上りとなつてゐる。

購買會施設炭礦數

(昭和八年四月末日調、炭礦數四四)

| 設置 | 販賣 | 直營 | 委託 | 合計 |
|-----|-------|----|----|----|
| 炭礦數 | 所數 | | | 二九 |
| 二九 | 直營及委託 | | | 二一 |

| 昭和八年度 | 直營 | 委託 | 合計 |
|--------------|-----------|----|----|
| 一、〇九五、七〇一圓四七 | 五四、八六〇圓七四 | | 二一 |

最近一ヶ年間 経費
昭和八年度 買上高

觀概の業炭會助立るけ於に近最
觀概の業炭會助立るけ於に近最

薪金支拂の方法は坑内夫は多く稼高拂で、石炭一函に就いて何程掘進一間に就き何程として算定してゐる。但し難夫及び坑外夫等には多く日給制度を適用してゐる。但し炭礦稼働者の福利施設は他の一般工場勞働者のそれとは著しく異つてゐる。即炭礦稼働者は多く炭礦事業場の附近に社宅を與へられて其處に收容群居し、地域的に他都市、又は他部落と離れて一種の別世界を形成してゐるものが多い。隨つて福利施設の方法は頗る複雜性を帶び、多面的である。即ち經濟方面に、保健方面に、教育方面に、修養、趣味、慰安方面に其の爲すべき事が非常に多いにも拘らず從來は各炭礦共餘り之を顧みてゐなかつたが現在大手筋方面に於ては全力を擧げて其の完備に努め贅澤な施設を行つてゐる炭礦もある。而して本會系炭礦は割合此の方面は遅れたる感があつたが最近は日本化學系、新東邦系（舊金丸礦業、野上礦業系）諸炭礦等は萬般に亘つて施設の完備を行つてゐる。又其他中小炭礦に於ても漸次購買會を初め、診療所等の改善設備がなされてゐる。

保健方面の施設

(昭和八年調查、炭礦數四四)

本會系炭礦に於ける診療所實施炭礦數及醫療者數は左の如くである。

| 設置炭礦數 | 診療所數 |
|-------|------|
| 一四 | 一四 |

初太郎氏が就任した。

鞍手・天道・筑紫三礦

「新東邦炭礦株式會社」に譲渡

本會所屬金丸礦業株式會社經營の鞍手炭礦及び野上礦業株式會社經營の天道炭礦、筑紫炭礦の三礦は本月初め新東邦炭礦株式會社に譲渡され以後同社に於て事業一切を經營する事となつた。尙新東邦炭礦株式會社は東邦炭礦株式會社の姉妹會社であり、右三礦買收と共に設立された新會社で資本金五百五十萬圓、今後設備の擴張と充實に努め出炭の増加に努むる事になつてゐる。因に同社取締役社長には赤司

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|---------|---------------|-------|---------|---------------|-------|---------|---------------|-------|---------|---------------|
| 共 同 | 病 痘 | 醫 師 | 藥 劑 | 看 看 | 見 習 | 病 痘 | 醫 師 | 藥 劑 | 看 看 | 見 習 | 病 痘 | 醫 師 |
| | 患 者 | 收 容 定 員 | 病 痘 | 患 者 | 收 容 定 員 | 病 痘 | 患 者 | 收 容 定 員 | 病 痘 | 患 者 | 收 容 定 員 | 病 痘 |
| 設 置 | 炭 磺 數 | | 設 置 | 炭 磺 數 | | 設 置 | 炭 磺 數 | | 設 置 | 炭 磺 數 | | 設 置 |
| 浴 場 | | | 浴 場 | | | 浴 場 | | | 浴 場 | | | 浴 場 |
| 最近一ヶ年 経費 | | | 昭和八年度 経費 | | | 昭和八年度 経費 | | | 昭和八年度 経費 | | | 昭和八年度 経費 |
| 設 置 炭 磺 數 | 四一 | | 昭和八年度 調査炭礦數四四 | 九七 | | 昭和八年度 調査炭礦數四四 | 九七 | | 昭和八年度 調査炭礦數四四 | 九七 | | 昭和八年度 調査炭礦數四四 |
| 託 兒 所 數 | 一 | 〔有 料〕 | 託 兒 所 數 | 一 | 〔有 料〕 | 託 兒 所 數 | 一 | 〔有 料〕 | 託 兒 所 數 | 一 | 〔有 料〕 | 託 兒 所 數 |
| 託 兒 數 | 一六八 | | 託 兒 數 | 一六八 | | 託 兒 數 | 一六八 | | 託 兒 數 | 一六八 | | 託 兒 數 |

(昭和八年度調査炭礦數四四)

昭和四、五年頃迄は本會所屬炭礦の多くは納屋頭制度により稼働者の統轄を行つてゐた。即ち納屋頭は礦夫の募集採用、繰込、作業督励の事は勿論、賃金の支拂や風紀衛生等の一身上の世話に至る迄之を行ひ、苟しくも礦夫に關する一切の事は其の権限に屬してゐたのである。而して、炭礦は納屋頭に對してそれに屬する礦夫の賃金を支拂ひ、納屋頭は此の内から幾分の頭を刎ねて礦夫に支拂つてゐた。從つて礦夫と納屋頭とは身分的にも又經濟的にも一種の親分の關係が維持され、礦夫は納屋頭に對し絶対服従する事に依りその生活の保障を受けてゐたのである。右の如き次第で炭礦は礦夫の統轄管理を間接的に行つてゐたのであるが其後礦夫の賃金は炭礦側より礦夫に直接支拂はねばならなくなつたので、納屋頭に對し炭礦は一定の歩合金を交付し、礦夫に對する賃金は炭礦と礦夫との間に直接給付の形に改められた。然し其後と雖も納屋頭は礦夫の支配權を持つてゐたが、各炭礦は漸次納屋頭制度の撤廃に努め現在

保 姉 數
最近一ヶ年 経費 九、四一〇圓六九
四六
四
一
二八
一六
七
三五
九七
八三、八二八圓〇三
七二、五〇九圓六八

礦夫統轄組織

に於ては其の制度は殆んど其の影を沒し工場勞働者統轄、管理と同様な制度が採用され勞務係之に代り、勞務主任が勞務關係一切の仕事の首腦部をなしてゐる。その主なる職掌は大體左の如くである。

- 一、稼働者の募集に關する事
- 一、稼働者の採用及解雇に關する事
- 一、稼働者の就業督勵に關する事

(續く)

炭塵爆發に關する變遷

中 西 信

参考

炭礦爆發が頻發して世の耳目を惹くに至つたのは明治の末期であつて、明治三十九年三月十日には世界的記録であったフランスのクーリエー炭礦の大爆發があり實に一、〇九九人の死者を出してゐる。本邦で大爆發として數へられるものは明治三十二年六月十五日の豊國炭礦の爆發で死者二一六人、明治三十九年三月二十八日には高島炭礦の三〇七人、明治四十年七月二十日には豊國炭礦の三六五人、明治四十二年十一月二十四日には大之浦炭礦で二五六人、明治四十五年四月二十九日には夕張炭礦で二六七人、同年即大正元年十二月二十三日には夕張炭礦で二一六人、大正二年二月六日には二瀬炭礦で一〇二人、大正三年十一月二十

八日には若鍋炭礦で四三三人、同年十二月十五日には方城炭礦の六六五人でこれは本邦の最高記録であつた。大正六年一月十一日撫順大山坑で九一七人、同年十二月二十一日には大之浦炭礦桐野坑で三七五人、大正九年九月十四日には夕張炭礦で二〇九人であるが、今私の願みやうとする十五年間に入ると最早一〇〇人を超へるもののがなく次表の様になつてゐる。

| 年 | 月 | 日 | 地方別 | 炭礦名 | 死者数 | 負傷數 |
|-------|----|----|-----|------|-----|-----|
| 大正十三年 | 一月 | 五日 | 北海道 | 上歌志内 | 七六 | 九 |
| 同 | 年 | 八月 | 九日 | 常磐 | 入山 | 七五 |

昭和四年八月五日 北海道 上歌志内 七〇 五

| | | | | |
|-----------|------|------|-------------|----|
| 同年十二月三十日 | 筑 豊 | 三井山野 | 三六 | 八 |
| 昭和七年八月十五日 | 北海道 | 室 知 | 五七 | 一 |
| 昭和八年六月三日 | 長 崎 | 崎 戸 | 四四 | 二三 |
| 昭和九年十一月十日 | 北海道 | 彌 生 | 四四 | 一 |
| 昭和十年五月六日 | 北海道 | 茂 尻 | 九五 | 一 |
| 同年五月三十日 | 常 磐 | 入 山 | 四九 | 三 |
| 同年七月十三日 | 三井田川 | 六七 | 一 | |
| 同年十月二十五日 | 赤 池 | 八三 | 純瓦斯爆發 一七 | |

以上の様に近年は數百を算する大爆發は其影を潜めるに至つたが、尙五〇を超ゆる爆發が絶へないのである。

元來大爆發は殆ど全部が炭塵爆發であつて當時坑内の状態が炭塵爆發を惹起するに適してゐた事が判るのである。炭塵が爆發すると云ふことは、今日に於ては常識的のものであるが、これが常識として認められるに至る迄には専らぬ紆余曲折を経たものである。『炭塵爆發及其豫防法について』と題して大正五年四月より同七年十月に亘り、筑豊石炭礦業組合月報に其蘊蓄を寄稿された當時の三井田川鉱業所伊田坑の小林寛氏によれば、今より約一三〇餘年前（一八〇三年）英國ウオルスエンド炭礦爆發の際に一調査者が、

坑内は甚しく乾燥し塵埃多し、火元より遠隔の場所に在りて生き残れる坑夫は、飛び来れる火粉により、火傷したり、と報告し、これが炭塵爆發に關する最初の記事であると云ふ。更に四一年後同國ハウスマウエル炭礦に起つた爆發について有名なファラデー教授は、

火炎蔓延の區劃について研究するに、單に瓦斯のみが燃料たりしとは思はず、爆發により生ぜし壓風及火炎は坑道の天井側壁並に礦床より炭塵を吹き拂ひ之等が引續きて燃焼して火炎を蔓延したる事は災後の證跡に由りて明かなり。

と述べ、更に二十六年後一八七〇年（明治三年）英國ガローヴィー教授は幾多の大爆發が坑内乾燥し炭塵の多かつた坑内に發生した事に着眼し炭塵爆發の實驗を始め六年後一八七六年（明治九年）には、

微量の瓦斯を混有し、それ丈けにては爆發し能はざるものも之に炭塵を加ふれば爆發するに至ることを發表した。

同年英國礦山監督官ヘンリー・ホール氏は長さ一三五尺の横坑礦床に炭塵を撒布し切詰の切端に火薬破壊を行つて爆發を生ぜしめ得たが、當時の一般常識が『瓦斯なくば爆

發なし』と云ふのであつたために折角のよい實驗も世の認める所とならず空しく葬り去られたのであつた。

一八七八年（明治十一年）に至つて米國ミネアポリス州に在る麵粉製造工場で大爆發が起つて隣接工場敷棟を粉碎しそれが原因調査に當つたペクハム及ペック兩氏は炭素に富んだ塵粉は裸火によつて爆發を生じ得る事を發見し、

炭塵は或る分量の空氣と混する時は、瓦斯の混入なくとも爆發可能のものとなる、

と云ふ論文を公表したが世の顧みる所とならなかつた。

一八九〇年（明治十三年）に至つて曩に明治八年に其所見を公表した英國ガローヴィ教授は、

全然瓦斯なくとも炭塵さへあらば爆發を傳播し得ること

を發表した。即一八八〇年迄の英國の學説は、

炭塵が瓦斯爆發を助長し、尙之を傳播して其範圍を太む

る事は認むるも、全然瓦斯なくしては爆發を生じ得べからず、

と云ふ說であつた。同年起つたシーハム炭礦爆發に就いて研究したアーベル教授は、一八八一年（明治十四年）に、

若し炭塵のみにて爆發を生じ得るならば何れの炭礦も今日以前に於て爆發の災に罹り居りしなるべし、

と言明し、翌明治十五年には佛國瓦斯爆發調查會の委員マラー及ル・シャテリエ兩氏は、吾人は炭塵が甚しく危險のものなりと認むる能はず、尙又大なる炭坑爆發が炭塵に關係ありと云ふ說に賛する能はず、と斷じ、ル・シャテリエ氏の名聲の高かつた丈けに炭塵爆發說は大打撃を蒙つた。

明治十七年獨逸瓦斯爆發調查會は實驗の結果、火薬の込物として炭塵を使用の結果炭塵の存在によつて爆焰の延伸することを報告し、同年米國の全く從來も礦災後も瓦斯の存在を認めなかつたボカボンタス炭礦に爆發があつて一人四人を殺した時、爆發は炭塵爆發であつたと信ぜられるに至つた。明治十九年獨逸瓦斯爆發調查委員會委員ヒルト氏は、

火薬空發によりて瓦斯皆無なる場合に炭塵は或は火薬を發し炭塵のなき所迄延伸するのみならず爆發に均しき状態を生ずる事あり。同年英國礦山變災調查會は次の發表をした。多量の炭塵堆積する場所に於ける火薬の空發はたとひ瓦斯皆無なりとも多分は恐るべき爆發を誘起し得べく、少

くとも火炎そ他の瓦斯ある場所迄傳播し爆發を生じ得べし。此研究の結果は直ちに國家で採用し一八八七年（明治十九年）發布の炭礦條例中に

乾燥して炭塵多き場所に在りては下記の手段を探りたる後にあらざれば發破を行ふ可からず。

一、發破孔の周圍二〇ヤード半徑以内の天井炭壁及磬床を濕潤ならしむるか、又は之と効果を均しくする手段をとること。

二、上法の採用が著しく天井又は磬床を弱むる場合に在りては、水を用ひて藥包を濕潤するか又は之と効力を均しくする方法により、瓦斯又は炭塵の點火を不可能ならしむる事。

然し尙一般炭業者には炭塵爆發が信ぜられなかつたので明治二十三年礦山監督官ヘンリー・ホーリー氏は、不用堅坑

に多量の炭塵を雨下しつゝ深さ五四〇尺の位置に大砲を裝置して一斤半の火薬を装填して坑口に向つて發破した處大爆發を生じ火炎は坑口より六〇尺の高さに上つた。此様にして炭塵爆發說は漸次力を得て來て明治二十四年には獨逸カンブハウゼン炭坑に死者約二〇〇名の大爆發が生じこれ

又瓦斯の全くなかつた炭礦であつた。各國はこれから競つて試験坑道を造り炭塵爆發を爆薬でやつて見ることが行はれた。

以上は小林氏の報告から拜借した材料である。

本邦では明治三十二年六月に豐國炭礦で二一六人の死者を出す大爆發があり、發源は瓦斯であつたかも知れないが此多數の人命を奪つたものは明かに炭塵であるが、同年六月三十日豐國炭礦調查報告によれば

今回爆發の瓦斯は徐々發生せしものに非らずして俄然發生したるものなるや明かなり且其災害區域よりするも時間よりするも其急激にして多量なりしは想像することを得べし而して其泄出の個所は未だ之を詳かにすること能はざるも或は斜坑道切詰に於て遭遇せる斷層附近にあらざるなきかを疑ふ。

其後排水工事進捗し坑内五片磬を下ること十二間の箇所即水面と上磬との會交點に瓦斯の湧出するを認めたれば監督署に急報し排水の上詳細なる検査を爲せしに瓦斯の發生は全く兩卸下磬と斷層の會交點にありて目下新斜鉄一分間十回乃至十二回、同連鉄十六回乃至十八回乃至十

八回の湧出を見、尙連鉄上磐断層接近の部に於て徑二尺深さ不詳圓錐状の潰穴を發見せり之今回爆裂の源地なるべし。（此項七月二十七日稿）（日本礦業會誌明治三十一年七月發行）

とあり全く瓦斯丈けの爆發として報告されてゐるが、當時同坑八尺層には瓦斯なく裸火を使用（四尺層には安全燈使用）してゐたのであつて從つて此鉄上に瓦斯の突出があれば直ちに爆發を惹起し瓦斯が或る區域に充満してから爆發したのと異つて局部的の爆發となる筈である。然るに爆發は舊斜道より左全面に亘つてゐることから考へても、又大正七年六月井出健六教授の『我國に於ける石炭坑の爆發に就て』の内に、

平時四尺層に瓦斯多く八尺層に少なし爆發は八尺層の炭塵による如し。

とあるが、變災當時は未だ炭塵の爆發を伴つた事は記録されてゐなかつた。即何等炭塵爆發と云ふものは考慮の内に置かれてゐなかつたものである。

明治三十九年三月二十八日、即世界的最高記録の佛國クリエー炭礦大爆發に遅れる事十八日に當時本邦最高記録の高島炭礦瀬戸大椿事があつて、入坑全員三〇七名が

死亡したのであつて、原因の如何に拘らず、粉炭のコーケスに變化したるものとの附着せる等、と云ふ炭塵爆發を示すものがあるに拘らず、或は炭坑當事者中には炭塵の爆發を考慮したものがあつたかも知れないが外部への發表又は外部から調査に行つたもの、發表もなかつた様である。同年九月二十二日豊國炭礦八尺層右九片延先のゼリグナイト使用の二孔の電氣發破（パラレルに連結）から爆發を起して十四名の重輕傷者を出した時同礦のKT生なる人が十月の筑豊石炭礦業組合月報に大約次の質問を出した。但發破直前には肩の天井に約二%の瓦斯存在を安全燈で認めた。

如何にして瓦斯に點火したか、

其火焰が如何にして六〇間以上も延伸したか、
但片磐は入氣坑道で瓦斯もなく瓦斯の流動して来る處もない。

と云ふに對し翌十一月の同誌に工學博士仙石亮氏の説明が掲載されてゐるが其火焰が六〇間も延伸した理由の内には炭塵に就いては何事も述べて居られない。

然るに明治四十年七月二十日に豊國炭坑の爆發があつて入坑總數四二八人中三六五人死亡し、健全者三八人であつたが、其變災後其復舊のために特に同礦に行かれこれを完

成された石渡信太郎氏は明治四十三年の組合月報に、
爆發の原因は燈火より可燃瓦斯に點火せし者と認定すれども、其の影響坑内全部に普及し餘勢坑外に發するに至りたるは、瓦斯爆發に誘導せられて、引續き炭塵の大爆發を起したるに因る。

と斷ぜられたがこれが本邦に於ける炭塵爆發の最初の記録である。

次いで明治四十二年十一月二十四日に大之浦礦炭桐野二坑の大爆發があつて入坑全員二百九十人中二百五十九人死

亡し負傷三十一人を出した。これも

坑内各所に於ける瓦斯含有量は敢て爆發の程度に達せし所を認められざる程なりしに突然斯の如き慘状を出現するに至りしは實に意想外なりしと云ふ。

と翌年一月の組合月報に書いてある。即瓦斯も少ないのに如何にして斯んな大爆發が起つたとか云ふ譯でこれが炭塵による事を明かにしてゐない。

超えて明治四十四年六月一日忠隈炭礦の爆發に於て入坑全員八十八名中七十三名の死者を出した爆發があり其の区域も廣いのであつたが、炭塵の爆發に就ては何等記述がない。

明治四十五年には四月二十六日と十二月二十三日の兩日に夕張炭礦第二斜坑に大爆發があり、二百六十七人及び二百十六人が死亡した。大正二年二月六日に二瀬中央坑の百一名の爆發あり、大正三年は本邦に於ける大厄年であつて

(28) 十一月二十八日に若鍋炭礦の四百二十三人の死者、僅か十數日で十一月十五日に方城炭礦の六百六十五人の死亡者を出す大爆發が起つたのであつた。大正四年二月發行の日本礦業會誌によれば岩鍋炭礦の爆發については、

尙坑内乾燥し炭塵の發生あり。

云々とあつて炭塵爆發をほのめかし、大正四年三月發行の日本礦業會誌に方城炭礦の爆發については、

瓦斯炭塵存在量及び箇所を見るに前日迄瓦斯鬱積量多く作業中止若くば注意せる箇所は専ら深部に存せるも其の數は總採炭箇所數の約九分に當るのみに反し坑内乾燥し炭塵の沈積ありし箇所は前者に比し稍々多かりしが如く其の二、三局部にては撒水により沈定すべき設備を設け之を實行しつゝあり、

云々とあります、爆發後私の實際見ました所でも甚しい炭塵があつた事は明かで、京都帝大井出健六教授が大正四年十二月發行水曜會誌に其實査の狀況を發表せられた處を見ても、

又炭塵に關しては直接之が測定をなす事困難なるを以て専ら切羽の乾燥を調査せるが切羽の過半は乾燥狀態にて多少炭塵の堆積若くは浮游を認めたりと云ふ（中略）即

日々五十噸以上の水分が坑内より搬出せられたるを知るに對し坑内に於ける自然の湧水及日役夫の撒水等幾分の補給をなすと雖も尙通氣路の兩壁支柱の上等に附着せる炭塵は十一月始め（礦務署實査當時）よりも一層乾燥の狀態に在りしと思はる。

通常炭坑に於ける爆發は單に爆發瓦斯のみに起因するもの、炭塵のみに起因するもの及兩者相倚りて起るものとの三種あり就中炭塵の爆發につきては古來多少の疑問ありしが近時に至り一般に其可能なるを認容せらるゝに至れり。（下略）

同教授は坑内に於ける詳細な炭塵爆發の狀況を述べ且最後に、

以上方城炭礦爆發前後の有様より考ふれば今回大慘事の原動力は瓦斯の協力による炭塵の爆發なるか、若は純炭塵の爆發なるかに就いては之を確斷する事能はざるものにせよ炭塵が其主動力たりし事は疑を容れず。

云々と結んで居られる。

更に當時の福岡礦務署目黒技師は實査の狀況を大正四年四月三十日及五月七日のコーリアリー・ガーデヤン誌に發表されたのであるがこれは詳細に炭塵爆發の狀況が記され

てゐる。
斯くして炭塵爆發の危險性に就いては、一般に明かにされ、大正四年十二月に制定された石炭坑爆發取締規則第十六條には炭塵に對する處置を規定し特に、
乾燥炭塵存在する坑道には撒水又は岩粉の撒布を爲すべし、

と規定し岩粉の効力を認めて法令化した世界最初のものであつた。しかし茲に至る迄は、東西共に誠に多大の犠牲を拂つて始めて炭塵爆發の危險性が認められたのである。斯くて各炭業者に於ても眞剣に其防止対策を講ぜられるに至つたのであるが、其最も模範的施設を行はれたのが三井田川炭礦であつて既記の如く同炭礦伊田坑主任小林寛氏は其貴重な研究と實驗を大正五年四月から筑豊石炭礦業組合月報及北海道石炭礦業會誌に公表され斯界のために一方ならず貢献されたのであつた。しかしながら大正六年一月十一日には撫順太山坑に世界第二の記録たる九一七人の死者を出した大爆發があり、變災視察に赴かれた現永積會長の御報告によれば、

炭塵の危険に付て最も著しきものは大山坑なり、土砂を充填せる附近は石炭濕潤し炭塵飛散するが如きことなき

参考

(29)

も主要運搬坑道は多量の炭塵あり。甚しく乾燥し炭車通過の後黒煙を生ずるを見る。監督者も夙に其危險を認め多少撒水を施したる所あり近く岩粉を使用する計畫ありと聞く。（水曜會誌臨時増刊炭礦爆發誌）

とあり、明かに炭塵爆發防止法の手遅れを物語つてゐられる。尙同爆發の復舊作業指揮中に局部爆發のために殉死された中村太郎氏の殉職記念誌として母校京都大學水曜會は同會誌の臨時増刊炭坑爆發誌を發刊されたことがこれは誠に貴重な文献であつた。

然るに同年十二月二十二日には大之浦炭礦桐野二坑で三百七十五人の死者を出した大爆發が起つた。不幸にして其二百九人の爆發があり之は百人を超える記録の最後のものであつて、瓦斯の存在が著しかつた事は否み難い事であつたが炭塵が主動力となつた事は明かであつた。

著しく最近十五年以前の記述が多くなつたが要するに坑内の狀態、特に炭塵存在の狀態が小區域の爆發で済む様になつて來た事及一時は著しく炭塵爆發防止法の實施がよく

| 昭和十一年度内地鑛產 | |
|------------|---------------|
| 稅賦課標準價格 | |
| 一 銅 | 一〇〇匁付 |
| 一 油 | 一、九〇〇(一〇、四〇〇) |
| 一 軽 | 五、七〇〇(六、八〇〇) |
| 一 石油 | 四、三〇〇(四、六〇〇) |
| 一 撈 | 一、九〇〇(一〇、四〇〇) |
| 一 燈 | 五、七〇〇(六、八〇〇) |
| 一 油 | 四、三〇〇(四、六〇〇) |

商工省告示第十四號

内地に於ける昭和十一年度鑛產稅賦課の鑛產物標準價格は昭和十二年二月二十七日商工省告示第十四號を以て發令された、括弧内の數字は昭和十一年度の標準價格を示すものである。

鐵業法第八十五條ノ規定ニ依リ昭和十一年中ノ鑛產物ニ對スル鑛產稅賦課ノ標準價格左ノ通定ム、但シ左記以外ノ鑛產物ノ價格ハ別ニ之ヲ檢定ス

昭和十二年二月二十七日

商工大臣 伍 堂 卓 雄

| 機械油 | 一一、八〇〇 | 一二、五〇〇 |
|------------|--|---------------------------------------|
| 重油 | 三、七〇〇 | 三、九〇〇 |
| 一 石炭一噸付 | | |
| 產地 | 塊炭 粉炭 切込炭 | |
| 福岡縣田川郡 | 赤池炭礦 | |
| 北海道釧路郡、釧路市 | 大之浦、新古 河自尾、新 入ノ各炭礦 | (八、〇〇〇 八、三〇〇 九、〇〇〇) |
| 同 縣飯塚市 | 鰐田炭礦 | (一〇、四〇〇 一〇〇、一〇〇 八、〇〇〇 九、〇〇〇) |
| 同 縣嘉穂郡 | 峰地炭礦 | (七、七〇〇 五、六〇〇 六、八〇〇 六、五〇〇) |
| 同 縣鞍手郡 | 鞍手炭礦 | (一〇、四〇〇 一〇〇、一〇〇 八、八〇〇 八、五〇〇) |
| 同 縣田川郡 | 井山野、下三 上山田、平山、網分、忠隈 各炭礦 | (九、九〇〇 九、六〇〇 七、四〇〇 八、五〇〇) |
| 同 縣嘉穂郡 | 吉隈、明治 各炭礦 | (九、九〇〇 九、六〇〇 七、三〇〇 八、二〇〇) |
| 同 縣鞍手郡 | 大峰、小松 三坑、大峰 分坑、大松 原尾、本宮尾 本添田、糸飛 各炭礦 | (九、九〇〇 九、九〇〇 七、〇〇〇 七、九〇〇) |

(30) 行はれたるに危険が少くなつたのであつて、彼の残柱式及柱房式の採炭が長壁式になつた如きは坑道炭塵を少からしめる處であつたが、最近退却式長壁法では坑道掘進中に長い炭坑道を持つためにこれに對する炭塵の處置が特に考へられねばならないと確信してゐる。

併しながら大正十三年一月五日上歌志内炭礦、同年八月九日の入山炭礦、昭和四年八月五日の上歌志内炭礦、昭和四年十二月三十日三井炭礦、昭和七年八月十五日空知炭礦昭和八年六月三日崎戸炭礦、昭和九年十一月十日彌生炭礦昭和十年五月六日茂尻炭礦、昭和十年五月三十日入山炭礦昭和十年十月二十五日赤池炭礦の爆發は孰れも炭礦爆發を伴ひしかも慘害の大部は炭塵によつて起されてゐる。もし炭塵に對する徹底的の施設が行はれてゐて、單に瓦斯丈監督及被監督者共に協力一致して眞剣に其實施を徹底せしむべきものであつて、炭塵に對する施設は石炭坑爆發取締規則のみに規定され、其規則の指定されない炭礦では全く法規上やらないでもよく、明文上からはやらさないでもよ

くなつてゐるが、集約採炭の關係で昔と違ひ一小區域の爆發も世人の耳目を聾てしむるに至ることを考へれば炭塵に關す施設は、乾燥した石炭層を採掘してゐる處には至る處實施せねばならぬのである。

從つて石炭を汚してならぬ處には徹底的に水を撒き、其他は坑道も採炭跡も切端元迄徹底的に岩粉を撒布して可燃性炭塵を徹底的になくするに努めねばならぬ事が變災の實例から判決されるのである。

瓦斯と異つて突發的變化のない炭塵（瓦斯突出に伴ふ炭塵は論ぜず）は前記の施設を充分にやろうと云ふ強い意志があれば、瓦斯の排除に比して極めて容易に出来るのである。瓦斯の爆發を防止せねばならぬ事は勿論であるが私は以上爆發の變遷を顧みて、何卒炭塵を燃さぬ事を徹底的に實施して欲しいと切望して止まぬ次第である。

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 同 縱嘉穂郡 | 稻築、日漆生豆田、 猪ノ鼻、各炭礦 |
| 同 總遠賀郡 | 中鶴、大辻高尾、豐崎、 木原猪位金平和新平 池尻、橫島、各炭礦 |
| 同 總飯塚市 | 高江、高松各炭礦 |
| 同 總縣田川郡 | 木原川崎、木原和新 小竹、瀬ノ各炭礦 |
| 同 總縣鞍手郡 | 木原川崎、木原和新 相田、木大炭礦 |
| 同 總縣嘉穂郡 | 木原川崎、木原和新 溝、天道、木大炭礦 |
| 同 總縣速賀郡 | 木原川崎、木原和新 岩崎、顯田、木大炭礦 |
| 同 總縣鞍手郡 | 木原川崎、木原和新 前ノ各炭礦 |
| 同 總縣嘉穂郡 | 木原川崎、木原和新 真岡、位寶邊 |
| 同 總縣速賀郡 | 木原川崎、木原和新 玄王、蒲炭 |
| 同 總縣直方市 | 木原川崎、木原和新 上添田、昭和 |
| 同 總縣直方市 | 木原川崎、木原和新 前ノ各炭礦 |
| 同 總縣真方郡 | 木原川崎、木原和新 大谷、鶴屋、葛嶋 |
| 同 總縣糟屋郡 | 木原川崎、木原和新 前揭各炭礦 |
| 同 總縣糟屋郡 | 木原川崎、木原和新 前揭各炭礦 |
| 同 總縣福岡市 | 木原川崎、木原和新 前揭各炭礦 |
| 同 總縣東松浦郡 | 木原川崎、木原和新 日ノ丸炭礦 |
| 同 總縣小城郡 | 木原川崎、木原和新 及新原海軍 |
| 佐賀縣東松浦郡 | 木原川崎、木原和新 除ク除ク入野 |
| 同 總縣小城郡 | 木原川崎、木原和新 早良炭礦 |

(八、六〇〇 六、三〇〇 七、二〇〇)

(八、六〇〇 六、三〇〇 七、二〇〇)

(五、八〇〇 六、九〇〇 六、七〇〇)

(六、〇〇〇 八、〇〇〇 四、四〇〇)

(八、七〇〇 六、五〇〇 七、三〇〇)

(六、四〇〇 四、六〇〇 五、六〇〇)

(八、〇〇〇 四、八〇〇 六、二〇〇)

(六、四〇〇 六、二〇〇 七、一〇〇)

(八、四〇〇 四、四〇〇 五、四〇〇)

(六、四〇〇 四、六〇〇 五、六〇〇)

退職積立金及退職手當法に關する

質疑解答速記錄

(一)

昭和十二年一月參拾日直方市筑豐鑛山學校にて開催

監督局の榎本鎮政課長、宗監督官補もお出でになつて居ります

で、今度改正されました鐵夫勞役扶助規則に付ても、審議を盡されんことを希望致します。茲に榎本鎮政課長と宗監督官補を御紹介申上げます。

尙本日は速記が附て居りますので、時間も少いことでありますから、質問が重複しないやうに、質問前には自分の姓名を呼んで

同意を得て質問を始めて頂きたいと思ひます。

高橋事務官の挨拶

本月一日から施行せられて居ります、退職積立金及退職手當法に付きましては、皆様は今日迄種々御研究になつて居ること、思ひますが、其の施行上に付ては、何かと疑問の點もあらうと存じますので、今回監督局の御配慮に依りまして、社會局労働部の高橋事務官が、態々お出で下さつたのであります。筑豐地方に於ては一回で終る筈でありましたか、色々皆様の御希望其の他に依りまして、質問要項も違ふのではないかと思ひましたので、本日特に事業界のメンバーの爲に、此の催しを企てた次第であります、就きましては法文の逐條の話の如きはいるまい、既に御研究済みのこと、思ひますから、其の実施に際しましての色々な點に付きまして、充分遺憾のない御質問に應じやうと云ふことで、茲に臨んで頂くことにした次第でありますから、心置きなく質問せられんことを希望致します。高橋君を御紹介致します。尙此の後で、

本日は只今司會者からお話のありましたやうに、筑豐に於ける業者に於かれましては、法律制度の全體に就て説明申上げなければならん方面と、然うでなく既に充分御研究のお積みになつて居らるゝ方面とを分けて此の研究會を催され從て今日お集りのやうな方々に於かれましては、十分御研究になつて居られますので、今更私共が説明申上げる迄もないやうに思ひますので、私の説明

は一切取止めることに致しますが、若しも既に実施になつて居ることでございますので、實務上に於かれまして御疑問の點があられましたならば、私の知つて居る限りに於て、お答へすることにしたいと思ひます。恰度昨日迄四日間、福岡監督局管内に於きましたので、相當咽喉も疲れて居る關係もあり、恰度いゝ幸ひありますから、左様御諒承を願ひたいと思ひます。それでは之より質疑を承ることに致します。

問 法三十條の準備積立制度に據る場合に於きまして、大體事業主側は百分の三・三の積立をしなければならぬことになつて居りますが、百分の三・三以下でも賄ひ得ると云ふ見透しがついた場合に於ても、是非百分の三・三と云ふ積立をしなければならぬものでござるませうか。

答 只今の御質問にお答へする前にお断りして置きますが先程も申上げまするやうに、皆様方に於かれましては、本法の關係は完全に御研究を積んで居らることゝ思ひまするが、御質問に依りましては氣の付いたことを、總體的の説明を省略した關係上、萬一誤解等があつては如何かと思ひまする事柄に就ては補足して申上げることにしたいと思ひますから、其の點豫めお許しを願つて置きます。只今の御質問は、法三十條に依つて手當を支給する場合、法の十六條、十七條の原則に依るのではなく、三十條に規定してあります手當の支給に對する準備金として積立てる金額の程度のことと/orですが、本法上に於ては、三十條に依る許可を受けまして手當を支給する場合に於ては、單に從來持つて居ら

儘で事業をなさることが、不安を與へず安心するのであります。斯う云ふ意味に於て三十條に依る規程と云ふもの區は々になつて來るのであります。或る會社に於かれましては、非常に良い規程を持つて居られる處もあるでせう。例へば定額賃金の三十日分とか三十五日分とか云ふ處もあると思ひます。又定額賃金でありますから、標準賃金に直しますと、必ずしも其の通りには参らないでせうが、例へば標準賃金に直されると十五日分か二十日分とか二十五日分と云ふことにならうと思ひますが、其の場合に於て私共の希望としては、標準賃金に換算して見ました場合に、法律が十二日分と規定して居りますから、之よりも悪い場合に於ては、之は何うしても最低限度を割らないやうな規程に直して、許可の申請をして頂かなければならぬが、然うでない限りは、現在の規程其の儘を、定額賃金と定めて、居られましても、又勤続一年に付で何圓の手當を支給すると云ふ規定でも差支ないのであります。要は十二日分を割らないならば、そして其の鐵山、會社として妥當だと認めらるゝ規程できへれば許可することになつて居る必要があります。今申しますやうに各鐵山に於て區々になつて居ります、然すから、従つて其の支給する金額も亦區々になつて居ります、然う云ふ場合に、百分の三・三を必要としない事業に於ては、さう積立てる必要はないでないかと云ふ規定でも差支ないのであります。が、然う云ふ場合に於ては勿論監督局としても、さう澤山の準備金を必要とするとは申されないのであらうと思ふのであります。併し本法を施行する當初に於ては、果して各事業に付て何れ位の準備金が要るかと云ふことが判らないのであります。それで本法は

れました規定を、監督局の許可を得らるればよいのであります。其の規定に決めてあります通りの手當を支給して下されば差支ないのです。唯それとは全然別個ではあります。それの準備金として、如何なりとも準備金を積立てゝ置くやうな制度になつて居るのであります。之は今申しますやうに、手當其のも支給とは法律的には直接の關係はないことかも知れぬのですが、豫め手當支給に備へて、三十條は常に準備金の存在することを期待して居るのであります。而して監督局としては何の程度に於て、此の準備金のあることを要求するか、又許可するときそれを見て許可するかと申しますと、大體賃金に對して百分の三・三位を積んで頂くと云ふ方針を以て許可することになつて居ります。此の百分の三・三と云ふものは、三十條の最低限度は、勤続一ヶ年に付て標準賃金の十二日分を支給することゝして居るので、之から逆算して三百六十日、百分の三・三程度を積んで頂くことになつて居るであります。今申しますやうに三十條に依つて規程を作る場合に於ては、特に此の退職手當の制度と申しますものは、現在民間で行はれて居ります慣行を基礎と致しまして此の制度を設け、而う致しまして此の制度は出来る限り民間の制度を其の儘採入れやうと努めて居るのであります。又然うなきつた方が會社の爲に便利であり、労働者に對しても、現在の規程其の

三十條に於て、最低限度十二日分と致して居りますので、之を賃金に換算致して見ますと大體百分の三・三となるのでありますから、専くとも本法施行の當初に於ては、百分の三・三積んで頂くと云ふことで、進んで行かうと云ふことになつて居るのであります。勿論事業に依つては二、三年経過すれば剩つて来るドン／＼準備金で残えて来ませう、然う云ふ場合には、監督局としては此の程度を下げることを認めらるゝことゝ思ひますが、當分は専くとも二、三年間は、百分の三・三積んで頂く——先程申しますやうに手當支給とは全然別個であります。而しこれだけの準備金でありますから、其の點もお考へ願ひたいと思ひます。

問 只今のお答へはよく解りましたが、今のお答への中で、施行の後でなければ、何れだけの準備金がいるか判るまいと云はれたやうでございますが、過去の統計を見ますと、私の會社では坑夫の賃金の百分の一・五乃至百分の二位の準備積立金があつたならば十分であると云ふ見透しがついて居る譯であります。而も亦百分の三・三を要する場合は、總ての坑夫が一時に罷める場合には、それだけの準備金が是非必要になると思ひます。併し退職する坑夫は全坑夫の二割乃至三割と云ふことになつて居りますから、是非其百分の三・三を積まないとも充分賄ひ得る見透しがついてあります。それでも矢張り最初から、是非百分の三・三を積まなければならぬものでござる。

答 例へば十六條、十七條に據られます場合に於ては、假令退職者が一人もない場合に於ても、將來退職すると云ふ見越から

豫め積立て置くのであります。本法が施行になつたからと云つて、直に退職者の数が必ずしも多くないと云ふことは想像せられるのであります。併し豫め退職者がない場合からして、引當金を積んで置くと云ふ意味で、百分の三・三を積んで頂くと云ふのが一つと、今一つは先程申上げますやうに、現在既にお話のやうな規定を持つて居られる會社に於かれましては、今逆算致しました百分の三・三——十二日分を標準とした數字であります。既に現在規定を持つて居られる處は、大體に於て大きい炭山であります。が故に、本法の十二日分よりも良い規定を持つて居られる處が相當あると思ひますので、手當の支給の多い處ならば、百分の三・三以上の積立をお願ひすることは、原則として致して居ない積りであります。お話の通りの事情があられます場合には之を減じて行く……併し最初に積んで置かれましても、それは何も無駄な金ではありません。其の運用の途は幾らもありますし、又事業主の金であることに何等變りはないのであります。殊に又從來と異り之を積まれた場合は免稅されることになつて居りますので、餘り不利益は及ぼさないと思ひます。従つて貯蓄の中——妙くとも頂きたいと云ふことに、大體の方針が決つて居るのであります。

問 有難うございました。一人で質問を獨占する感がありますが、もう一つお尋ね致します。之に關聯した問題でございますが、法の四十二條の許可を受けた場合に、本法施行の際に、既に使用して居る坑夫に對して、本法施行前の権利に對する、退職手當もやらうと云う場合には、それに對する退職手當の準備金を

積まなければならぬことになりますが、其の準備金は更に三十條の準備積立金と併せて、百分の三・三でよろしゅうございませんか。

答 只今のお尋ねは、法四十二條に關係がありますので、附け加へて申上げて置きたいと思ひます。それは私の方のお願ひと申しますか、先程申上げますやうに、現在の大きな炭坑に於かれましては既に退職手當の規定を持つて居られるのであります。

或は内規とか云ふものを持つて居られるのであります。退職した場合に、それに據つて支給をなさつて居るのでありますから、其の規定は勿論本法とは關係のないことであります。従つて本法施行前からある、それで本法施行前の勤務に對しても出されることになつて居るのであります。而して先程申しますやうに、本法は民間に行はれて居る慣行を採入ることに努めたのであります。其の制度が良いことであります。國家の制度として法律に採入れたのでありますから、國家としては免稅の特典を與へると共に、或は労働者の権利を確保する意味に於て普通の財産と異り譲渡禁止、差押禁止の保護規定をも置いて居るのであります。従ひまして從來の権利に對しまして、手當を支給することになつて居りまする會社は其の退職手當規定を三十條に據つて許可を受けると同時に、四十二條に依つて、從來の分に對しても許可を受ける方が便利と思ふのであります。と云ふのは假令許可を受けられなくとも、過去の勤務に對して、既に規定上支給することに決つて居る民法上は労働者に其の権利があることになつて居るのでありますから、本法上の各種の規定の適用を受けることが、凡て

の點に於て事業主に便利である。而も失ふ處はないのでありますから、然う云ふやうにお願ひしたいと思ふのであります。而も其の事柄は労働者に對しましては、要らざる不安を與へないで、事業主としても労務管理上便利かと思ふのであります。労働者は其の支給に付て、本法適用後のことに対するみ許可を受けたと云ふことを知りますと、或は要らざる不安と誤解を生じまして、動搖すると言ふやうなことになりましたならば、事業主としても非常に迷惑な話であると思ふのであります。殊に先程申しますやうに、萬一にも其の手當規定が、本法よりも悪い規定であります。四十條には御心配なく許可の申請をなさつて頂きたい。

其の許可の申請は、規定其のものが一本であります。が故に、三十條及四十二條同時に申請なされば、同時に許可しますので、一本として許可を受けければ差支へないのであります。茲に附け加へて申上げたいと思ひますのは、三十條に依つて許可を受けられる場合には、御承知の通り三十條の第三項は、規定其のものが何うになつて居ります。罰則五章にありますやうに、其の三十四條四號に依つて、假令規定が十二日分を割るやうな場合でも、或は不能な規定を許可するとしても、法律上は三十條の第三項に依つて、何うしても十二日分を最低限度として支給しなければならぬことになつて居ります。罰則五章にありますやうに、其の三十四條四號に依つて、假令規定が十二日分を割るやうな場合でも、或は不能な規定を許可するとしても、法律上は三十條の第三項に依つて、

都合行為に依り半減したものでも、亦監督局は間違つて萬一許可した場合でも、それは其の規定が監督局の許可に依つて、ヂヤス

ファイセられるものではありません。三十條の第三項に依つて支給しなければならぬことになつて居りますから、監督局としても勿論然う云ふ許可はしないと思ひますが、會社としても然う云ふ場合には、労働者に不安を與へないと言ふ、一つの効果を齎らす爲に、又規定其のものとしても、然う云ふ違法を含んだやうな規定にならないことを希望する意味に於て、從來の規定に附け加へて、一條文設けて頂きたいと思ふのであります。殊にそれは從來の規定其の儀許可申請をなさる場合、特に必要だと思ふのであります。と申しますのは其の一條文と云ふのは、「本規定に依つて、三十條の三項に依る最低限度を割るやうな計算が具體的に現はれ支給するのであるが、本規定に依つて支給する額を計算した場合の三・三を當分積んで頂くことになつて居ますが、四十二條に付ては從來事業主の自由な範圍でありますが、三十條に付ては一應或は御無理なお願ひかも知れません。或は約定定期かも判りませんが、百分の三・三を當分積んで頂くことになつて居ますが、四十二條に付ては從來事業主の自由な範圍でありますから、何れだけ積まなければならぬと云ふことは考へて居ないのであります。法律は準備積立金のあることを要求して居るのであります。三十條と同様の書き方になつて居りますから、準備金が幾らが必要であることは申す迄もありません。而し之だけでなければならぬと云ふ、監督局の許可方針はないのでありますから、幾らかでも積んで預くと云ふ程度で、お考へになつて差支ないのであります。併し乍ら

事業に依つては、既に退職手當積立金を持つて居られる會社があると云ふことを承知して居ります。或は退職手當引當金として積立てゝ居られる會社もありません。然う云ふ場合は本法に、其の積立金を探入れることは便利であり有利である、免稅の特典も受けられる、場合に依れば會社に於ては、出来る限り多く積立てたいと云ふ希望の會社も相當あると思ひます。然ふ云ふ場合には三十條、四十三條併せて、出来る限り多くの金額をお積立てて差支ないであります。但し法律の八條に依つて賃金の百分の七以下に限られて居ることは勿論でありますが、然う云ふやうにお考へ願ひたい。尙附け加へてお願ひしなければならぬのは、四十二條の積立は如何程でも差支ないと申し乍ら、先程も申しますやうに、三十條に對するものとして、百分の三・三は當分必要だとして居りますので、四十二條に對する本法適用前のものに對する手當の支給の爲に、此の準備金が極度に減じて行くと云ふことは考へなければならぬので、然う云ふ場合に於ては、内部的に四十二條の積立金及三十條の積立金の内譯を明にして置て頂きたいのであります。監督局としても此の三十條の準備金が餘り減らない限りに於ては、安心して其の儘認めらるゝことになるのであります。而らしまして四十二條の積立金が非常に少いやうな規定を作られた場合に於ては、殊に最初に於ては四十二條の方の、即ち本法適用前の勤務に對する手當の方が多いのでありますから内譯に於ける四十二條に該當する準備金の限りに於ては、差支ないのであります。而ら云ふことさへ頭に置いていたゞくなれば四十二條の積立

金は、極く少くとも差支ないであります。今申しますやうに一般財産から出して頂きさへすれば、幾ら少くとも差支ないことになるのであります。

問 其の場合に、三十條と四十二條の積立額は双方合せて百分の三・三でもよろしうございますか。

答 今申げました通り、三十條に付ては約子定規かも知れませんが、先づ當分の中百分の三・三をお願ひしたいと云ふことを申上げて居るのであります。四十條の分も幾らかでも積んで頂きたいと云ふことを申上げるに止めて置きたいと思ひます。四十二條に於ては之れだけ準備金をしなければならぬと云ふことはないでのある、併し法律は準備金を必要と致して居りますので、其の關係上已むを得ず幾らかでも積んで頂きたいと云ふと申上げて居るのであります。

問 有難うございました。尙それに關聯した問題でございますが、既に三十條の二及二十四條の四項を準用して居るに拘らず四十二條が二十四の四項だけを準用して居らぬと云ふのは、其の特別の理由は何處にあるのでせうか、三十條の準用條項と四十條の準用條項は略々一致して居りますのに、四十條の方は準用して居らんと云ふ理由を伺ひたいのであります……少し言ひ方が悪いかも知れませんが、要するに二十四條の四項には、労働者が死亡した場合に於ては、退職規定は命令の定むる處に依り支給するとの準用條項が、三十條の準備積立金制度を執る場合も準用するので、昭和十二年一月一日以降の退職者に對して、労働者の希望に依つて退職する場合には、其の退職手當の歸屬を明にして居るの

であります。然るにそれ以前の権利に對する、四十二條の方の積立金の退職手當に付ては、其の歸屬を明にして居りませぬ。即ち特に四十二條の方が歸屬を明にしなかつたのは、何か特別の理由があらうと思ひます。それは法は十二年一月一日から以後に適用があるのでありますから、其の以前のことに付ては干渉すまいと

云ふ態度であらうかと考へますが、四十二條の準備積立金に関する規程は、行政官廳の許可を得た場合に法的効力を生ずるのでありますから、所謂從前の會社の内規と云ふものは、法的に釘付を受けることになりますから、此の場合に於ては當然二十四條四項の準備規定があるべきものと云ふ考へを持つのであります。如何なる譯であらうかと云ふことをお尋ねしたいのであります。

答 四十二條に、二十四條の四項を準用しなかつたと云ふことに付ては、之は特殊な理由はないと思ひますが、此の點餘り深く考へたことはなかつたのであります。或はお話のやうに死亡を十條と比較すると餘り實質的の理由はないぢやないかと云はれるかも知れませんが、本法施行前に對してはそこまで立入らぬ態度を法律が取つたものと解釋致します。

問 それでは四十二條の許可を得る場合に、其の規定の一項としまして、労働者が死亡した場合に於ける退職手當の形式は矢張り二十四條の四項と同じに、遺族又は労働者の死亡當時其の收入生計を維持したるものに支給すると云ふやうな規定を設けても其の許可を得られるものでありますか。

答 それは法の解釋になるのであります。結局退職手當規程に依つて、何う云ふ手當を支給するかと云ふことは、規定の方で書き得ると思ひますので、死亡が原因に依る退職手當は、斯う云ふ者に斯う云ふ順位で支給すると云ふことになつて居りますれば、然う云ふ意味に於て法律的効果を有つと思ふのであります。勿論監督局としても許可することになると思ひます。

問 準備積立金に關聯した問題であります。會社の事情で解雇する場合、一年以上勤続者には二十日分の特別手當を支給することになつて居りますが、之も此の準備積立金から支拂つて差支ありませんか。

答 先程來申上げましたやうに、三十條に於ては單に規定に依つて手當を支給して下さればよいのであります。準備金と云ふものは、理窟の上では其の手當と全然別個のものであります。勿論關係はあります。之に引當てる爲、之を確保する爲、幾らか準備の爲に積んで置く、豫め準備して置くと云ふ意味は持つて居りますから、全然別個のものであります。勿論計算の根據に於て積んで居ると解しても差支ないのであります。大體此の會社では之位必要だと云ふことで差支ないのであります。そこにハツキリした法律の制限は置かなかつたのであります。それで何の

程度がいかと云ふことを考へますと、原則は十二日分でありますから、それを逆算して百分の三・三を一應出したのであります。之とでもさう根據のある數字ではないのであります。先程お話を通り百分の三・三は多う過ぎると云ふ御説もあつたやうに、特別手當に該當する例の三十五日分とか二十日分とか考慮すると十二日分から計算することは誤りではないかと云ふことになるのであります。而しそれ等を凡てひつくるめて大ざつぱに一應十二日分から百分の三・三を逆算したのでありますから、茲二、三年経つて見なければ實際のことは判らないのであります。然う御説もあつたやうに、三十日分等をも支給して下さつていゝのであります。然う云ふ意味に御説承願ひたいと思ひます。それから先程の四十二條に四十四條四項の準備がないと云ふ問題に就て、少し附け加へて申上げますが、先程も申しますやうに一應考へて居ります點に付ては、大體餘り大した根據はないと思つて居るのであります。但し四十條に據る手當と云ふものは、先程申しますやうに各鎌山に於て、適當と信ぜらるゝ處に依つて規程を作つて頂くのであります。勿論併し唯斯う云ふことは申上げられるのであります。即ち四十二條に三十條に依る規程も最低限度を割らない限り、何う云ふ規程でも差支ないのであります。併し三十條に於ては制限を設けて最低限度を定めたのであります。四十條に於ては其の最低限度の内容をも附け加へなかつた。何う云ふやうにしてもよいと云ふ原則を其の儘にして、何等の制限も加へないことに努めたのであります。死亡の場合誰に支給するかといふことも規程の自由に委せたそれも一つの理由に考へて頂きたいと思ひます。先程申します

手當がいかと云ふことを考へますと、原則は十二日分でありますから、それを逆算して百分の三・三を一應出したのであります。之とでもさう根據のある數字ではないのであります。先程お話を通り百分の三・三は多う過ぎると云ふ御説もあつたやうに、特別手當に該當する例の三十五日分とか二十日分とか考慮すると十二日分から計算することは誤りではないかと云ふことになるのであります。而しそれ等を凡てひつくるめて大ざつぱに一應十二日分から百分の三・三を逆算したのでありますから、茲二、三年経つて見なければ實際のことは判らないのであります。然う御説もあつたやうに、三十日分等をも支給して下さつていゝのであります。然う云ふ意味に御説承願ひたいと思ひます。それから先程の四十二條に四十四條四項の準備がないと云ふ問題に就て、少し附け加へて申上げますが、先程も申しますやうに一應考へて居ります點に付ては、大體餘り大した根據はないと思つて居るのであります。但し四十條に據る手當と云ふものは、先程申しますやうに各鎌山に於て、適當と信ぜらるゝ處に依つて規程を作つて頂くのであります。勿論併し唯斯う云ふことは申上げられるのであります。即ち四十二條に三十條に依る規程も最低限度を割らない限り、何う云ふ規程でも差支ないのであります。併し三十條に於ては制限を設けて最低限度を定めたのであります。四十條に於ては其の最低限度の内容をも附け加へなかつた。何う云ふやうにしてもよいと云ふ原則を其の儘にして、何等の制限も加へないことに努めたのであります。死亡の場合誰に支給するかといふことも規程の自由に委せたそれも一つの理由に考へて頂きたいと思ひます。先程申します

程度がいかと云ふことを考へますと、原則は十二日分でありますから、それを逆算して百分の三・三を一應出したのであります。之とでもさう根據のある數字ではないのであります。先程お話を通り百分の三・三は多う過ぎると云ふ御説もあつたやうに、特別手當に該當する例の三十五日分とか二十日分とか考慮すると十二日分から計算することは誤りではないかと云ふことになるのであります。而しそれ等を凡てひつくるめて大ざつぱに一應十二日分から百分の三・三を逆算したのでありますから、茲二、三年経つて見なければ實際のことは判らないのであります。然う御説もあつたやうに、三十日分等をも支給して下さつていゝのであります。然う云ふ意味に御説承願ひたいと思ひます。それから先程の四十二條に四十四條四項の準備がないと云ふ問題に就て、少し附け加へて申上げますが、先程も申しますやうに一應考へて居ります點に付ては、大體餘り大した根據はないと思つて居るのであります。但し四十條に據る手當と云ふものは、先程申しますやうに各鎌山に於て、適當と信ぜらるゝ處に依つて規程を作つて頂くのであります。勿論併し唯斯う云ふことは申上げられるのであります。即ち四十二條に三十條に依る規程も最低限度を割らない限り、何う云ふ規程でも差支ないのであります。併し三十條に於ては制限を設けて最低限度を定めたのであります。四十條に於ては其の最低限度の内容をも附け加へなかつた。何う云ふやうにしてもよいと云ふ原則を其の儘にして、何等の制限も加へないことに努めたのであります。死亡の場合誰に支給するかといふことも規程の自由に委せたそれも一つの理由に考へて頂きたいと思ひます。先程申します

やうに規程の中に其の順位……順位と云ふと言葉が挿いかも知れませんが、兎に角順位をお書きになつて、然う云ふ意味での退職手當の権利義務を定めて居ると解釋して行けることになると思ひます。それだけ附け加へて置きます。

問 準備積立金に關聯してお尋ねしますが、第一は準備積立金は積立てゝ置ても、必ずしも退職手當を其の内から支拂はないでいいやうに思ひますが、極端な例を申上げますと、假りに百分の七の最高限度迄積立てゝ置て、退職手當の實際の支拂は、他の財産から之を支出すると云ふやうなことが出来るかどうか、第二は準備積立金は其の儘にして、他の財産から退職手當を出しますと、統計的基礎に於て一定の年度を超へますと、積立金は飽和状態になると思ひますが左様な場合は最早積立てぬでいいやうに思ひます。併しも繼續して積立てなければならぬかどうか、第三は準備積立金の積立は、事業の關係上本社と監督官廳の區域を異にして存在して居る場合、本社に於て其の積立てすることが出来るかどうかと云ふ三點に付てお尋ねします。

答 三十條の準備積立金は、先程申しますやうに從來既に積立金を持つて居られる會社に於かれましては、百分の三・三とか何んとか云はず、現在持つて居られる積立金を全部そつくり積立金にしたいと云ふ希望さへあるだらうと思ひます。併し之は法の第八條に依つて最高百分の七に限られて居る。然らば全部持つて行きたいが、成し崩し的に事業年度毎に積んで行く、而も手當を支給する場合は、一般財産から出すと云ふことは、勿論差支ないのであります。其の限度に於て免稅の扱ひを受けることになつて

ると思ふのあります。其の通帳を別々にすると云ふ以外に、一本にする、數本にすると云ふ違ひが出て來ない——結局其の一點に歸することとなると思ふ、然らば監督局としても通帳を分けて頂くことを施行規則の關係から要求します。又さうしても事業主も大して不便ではなからう、寧ろ利子計算等に於て便利な點のみあるのではないかと思ふことがあります。此の問題は度々御質問を受けますが、然う云ふやうにお答へする以外、却つて私の方からお教へを願つて居るのであります。まだ不幸にして一本にした方が便利になる、と云ふお教へを頂いたことがあります。此の問題は度々御質問を受けますが、然う云ふやうにお答へする以外、却つて私の方へ居るであります。兎に角今の所、通帳は鎌山毎だ、而し預入は一本にしてよろしいとお答へするに止める外はない。

問 準備積立金の積立の計算の基礎になる處の賃金の總額でございますが、其の總額は監督官廳の方は、其の材料を何に依つて求められますか、それと準備積立金の積立は郵便局に持つて行つて積立られますか——それは斯う云ふ意味であります。例へば十二年の賃銀總額は、賃金計算の關係上、十三年の一月になつてしか判りませんから、從つて積立てるには何うしても一月にならなければ出來ないこことになります。それで會社の十二年度の決算をします場合に、其の決算書に準備積立金の積立額が現はれなければ判らないやうなことがあります。處で其の會社の事業年度が十二年だとすれば、支拂賃金が決るのは、十三年の一月になつてしか判りませんから、從つて積立てるには何うしても一月にならなければ出來ないこことになります。それでよりしゆうございますが、それでよろしくどうぞ。

答 準備積立金の積立の標準になつて居る賃金——之は會社

に於かれまして、事業年度の決算期が六ヶ月毎になつて居りますれば、其の決算の一つに其の期間中に拂はれた賃金の百分の三、三と云ふものが現はれると思ひます。又或は個人事業に於ては、其の年に拂はれた賃金の百分の三・三、或は此の賃金と云ふものは強く考へて居ないのでありますから、法の八條に依る賃金の計算の方法と致しまして、施行令の第四條に賃金の計算のことがあるのであります。之は面倒と思ひますから其の期間に拂はれた賃金と考へてよいと思ひます。之は一錢一厘違つてはいけないと云ふことはないのであります。百分の三・三に該當すればよいのでありますから、其の期間中に拂はれた賃金と云ふことで差支ないと思ひます。それから其の賃金の百分の三・三は百分の五乃至は百分の七積立てられる會社もありませうが、然う云ふ場合に實際問題と致しましては、其の賃金が判つてから拂はれることになりますから、詰り年度は一つ跨る譯であります。或は曆年が一つ跨る譯であります。之は大藏省とも相談したのであります。主として退職手當積立て相談したのであります。が、主として退職手當積立てに付ても、同じやうに考へていいのぢやないかと思ふて居ります。普通の考へ方から致しましたならば、準備積立てを現實にするのは一期遅れるのであります。其の期の決算の中に決算書としては現はすのが普通であります。それは例へば株主配當を其の期に株主に配當するには、實際に於ては金を出すのは翌期であります。併し之とても其の現實に配當した期の支出として扱つてき差支ありませんが、會社に於てさうしだければそれでも理窟通りかも知れませんが會社自身としてはそ

んなことをするのは不便でありそんな扱ひをする會社は少いことになつて來るのであります。否むしろ絶無でせり、皆當該決算期の支出として決算書に表す。斯う云ふやうに考へて差支ないのであります。十六條、十七條に依る積立て金をなさる場合は、遲滞なく之を積立て、然うすると現實に積立てた其の年度の損金と看做して扱ふことも出来るかも知れませんが、否、それが理窟かも知れませんが、さうでなく當該年度の支出として、決算書に於ても配當金を當該年度の配當金として扱ふと同じ決算書をお作りになつて差支ないのであります。

問 然う致しますと賃金の總額と云ふものは、會社の方で調べた賃金でよろしくござりますか、今のお話によると積立て金も十二年度の積立て金が、十二年度の決算書に現はれなければ十三年度の決算書に現はれたらよろしくございますが、片一方は帳簿上の手續を執つたら出來ぬことはありませぬが實際銀行に預けるのは十三年になりますが、其の點は如何でせうか。

答 然う云ふ決算書をお作りになつても、差支ないと思ひます。が、唯決算書としては先程申上げましたやうに、會社の配當金と云ふものは、本年度の配當金は實際上來年度にならなければ金を用さないのでありますから、翌年度に廻しても差支ないと思ひますが、會社としては其の期の配當は、其の期に配當したやうに決算書を作るのが便利だと思ひます。所謂假決算として、然う云ふやうな方法が行はれて居るのでありますから、此の積立て金は付ても十二年の積立て金は、十二年度の決算書に現はれても差支な

。實際銀行に預け入れたときを、其の年の支出として決算書に現はしたいと云ふことであれば、勿論それでも差支ないことだと思ひますが、寧ろ私共が遂に其の當該年度の支出として扱ひないと云ふ希望があるだらうと云ふ豫想の下に、大藏省と數次に亘つて交渉した事情を申上げたのであります。それから先程申上げました賃金の百分の三・三と云ふことも、それは實際拂はれた百分の三・三でよいと云ふことを申上げましたが、例へば百分の七迄の積立てをせられる會社に於かれましては、施行令四條の賃金の計算方法に據つた方が便利だと思ひます。此の四條に據つた賃金計算方法の百分の七の計算だけが積立て金として、課説免除の客體となるのでありますから然う云ふ場合には便利だと思ひます。が本法の所謂準備積立て金ではない従つて課税上は準備積立て金と認められないで、課税しないと云ふことはならなくなるのですから、施行令四條の計算方法を執られた方がよいと思ひます。之とても百分の三・三自體が、さう喧しいものでもなし之を増してもいいのでありますから、さう喧しく申上ぐる必要はないと思ふのであります。

問 坑夫の積立てをば、標準額に依つて積立てた會社の積立て金を、實收賃金に依つて積立てるやうに、積立て金の標準を、坑夫の積立て金と會社の坑夫積立て金と變へることが出来ませうか。

答 施行令の第二條に依りまして、標準賃金と仰言つたのは

施行令第二條第二項に依つて健康保険の標準報酬日額の三十倍を以て其の者の一月の賃金と爲す場合のことと考へます。お話をやうに施行令は實收賃金を原則と致しまして標準報酬日額の三十倍を一月の賃金とするとの例外を認めるに至つて居りますが之を立法の際に許可を必要としないことにしたら何うであらうと云ふことを相當に考へたのであります。然うすると許可がなかなかたならば、今お話のやうなことも出来るのであります。もう少し極端に申しますと、甲の労働者に付ては標準報酬月額の三十倍を一月の賃金とし、乙の労働者は實收賃金に依ると云ふやうに、取捨選擇が自由に出来ると云ふことになると思ふのであります。されでは労働者に對して不平な感じを與へる、事業主は然うでも勞働者の方の退職積立て金も退職手當積立て金の方も同じにして頂きたい。勞働者の方の退職積立て金も退職手當積立て金の方も同じにして頂きたいと云ふ意味で、然ふ云ふ場合は、許可せられないであらうと思ひます。詰り何れも一率と云ふ場合にのみ、許可せらるゝものと思ふのであります。

監督局(補足) 監督局として、左様な場合は許可しませんから、何うか其の積立て金を、

問 三十條の準備積立て金を百分の三・三を積立てる場合、實收賃金が労働者積立て金の二條二項に據つた場合、矢張りそれに依

つてやれないのでせうか。

答 賃金に付て、施行令二條二項の許可を受けたならば、此の賃金を採用することになるのであります。先程申上げました法律第八條の賃金も、然う云ふことになつて来ます。三十條の賃金も許可を受けられた場合、之に依つて計算することになるのであります。

問 併し三十條が先程から申されますやうに、準備積立金と退職手當と離れて居りますが、實收賃金でも準備積立金の上から考へていけば、どちらか一つでいいのぢやないかと思ひますか……。

答 理窟上から云へば、三十條に於ける手當と云ふものと、準備積立とは別個のもので、手當は手當として支給する、其の引當に準備金があると云ふことを申上げたのであります。併し實際的に申しますと其の支給規定に應じて積立てるのですから、全然關係がないかと云ふと然うではない賃金は百圓であるに拘らず、一圓と云ふ譯にはいかない、一應賃金を標準にすると矢張り關聯がある、此の意味に於て相當な關聯を有つて居ると御理解が願ひたいのであります。先程申上げましたのは百分の三・三と云ふものは、さう意味のあるものではない、事業に依つては三十日分の處もあらうし、十二日分の處もありませうが、先づ許可方針として妙くとも百分の三・三と云ふことで、別に厳格に考へなくてもいいのぢやないかと云ふ意味を申し上げたのであります。賃金の百分の三・三積まなければならぬとすれば、其の賃金は何う云ふものかと云ふ理窟を決める場合、普通の場合に於ては

實收賃金に依るのであり、施行令第二條に依つて賃金を計算する場合に標準報酬日額三十倍を以て其の者の一月の賃金とする許可を受けて居れば、それに従つて賃金を計算しなければならぬと云

ふ理窟になつて來ると思ひます。尙茲に施行令第二條の二項が問題になりましたから一言附け加へて申上げたいと思ひます。施行令第二條第二項と申しますのは、労働者の一ヶ月の賃金は報酬日額三十日分を以てすると規定して居るのでありますから、労働者の一ヶ月の賃金を考へ得る場合は、健康保険法の報酬日額の三十日分を以て代用することであります。従つて三十日の賃金が全然ない場合は、之を適用するに由ないのであります。例へば労働者を雇ふて直ぐ解雇した場合十五日しか雇ふて居なかつた、十五日しか労働者が働かなかつた場合には、其の労働者の一ヶ月の賃金或は二ヶ月乃至一ヶ月の賃金と云ふものは、考へやうにも考へられないであります。従つて此の場合適用は出来ないので、雇入と解雇の間が一ヶ月に充たない場合は、本法の三十倍を適用するに由ないのであります。其の場合は原則の實收賃金に據る外はないと思ひます。此の點誤解があつてはいけないから申上げます。——尙私の申しましたことが、誤解があつてはいけないと云ふことで、監督局の方から御注意がありましたから申上げます。が、坑夫を一年も二年も雇ふて居つて、偶々休んだ場合に一ヶ月の賃金を計算するときには、其の坑夫が一ヶ月に得た賃金と云ふものは考へ得るであります。一ヶ月中に十日しか出なかつたと云ふことと云ふ方法でやるか、具體的に御説明を願ひます。其の坑夫の一ヶ月の賃金とすると云ふことは考へ得るがであります。

問 只今お話の中に、新に雇入れた場合と云ふことですが、それは三十日間藉を置くと云ふ意味で、三十日間働かないでも、籍さへあれば十五日でもよいのですか、炭坑では二十二日位働くのがいゝのですから……。尙お尋ねしますが、例へば十六條、十七條に依つて、而も標準賃金を以て計算すると云ふ場合の退職手當でございますが、四月末に締切つて第一回の積立をする場合に二月十日に雇入れた者を四月十日に解雇したとすると、月は三月に跨つて居りますが、然う云ふ場合の退職手當は矢張り報酬日額を三十倍したものか、それとも一ヶ月と云ふことになります。

答 それは重要な問題と思ひますが、私が先程來一ヶ月の賃金と申して居りますのは、毎月の賃金と云ふ意味と違ふのであります。其の鐵山に於て例へば二十一日から翌月の二十日迄を賃金の締切期間とすれば、それを一ヶ月として取らざるを得ないのであります。それで休んで居つても、二十一日から翌月の二十日迄あります。その鐵山に於て例へば二十一日から翌月の二十日迄を一ヶ月として、其の間の賃金を健康保険法に依り定めた標準報酬日額の三十倍に依ればよいのであります。新に雇入れた者、解雇した者は、其の締切日間一ヶ月といふものはないのであります。それで休んで居つても、二十一日から翌月の二十日迄あります。

問 併し三十條が先程から申されますやうに、準備積立金と退職手當と離れて居りますが、實收賃金でも準備積立金の上から考へていけば、どちらか一つでいいのぢやないかと思ひますか……。

つた者は、其の端数は實收に依ると云ふことになります。

問 積立金を計算する場合に控除するもの、例へば一月二十日目に採用して、一月三十日一日稼働した場合は、其の積立控除額は標準報酬日額の三十倍を以て計算するものですか、或は實收賃金に依つて計算すべきものですか。

答 二十九日に雇入れて三十日に賃金を拂はれるとすれば其の拂はれる賃金の百分の二を差引かれると云ふことになります。

問 同じ積立金のことでありますが、私の方は郵便局に交渉した處、一月に二千も二千五百も扱ふことは困難であるから、分割して預入して呉れと云ふことがあります、然う云ふことが出来ませうか、假りに二千通として一日二百通宛とすれば十日かる、利子の計算に於て前に預入したものは後から預入したものより利子が多いことになりますが、然う云ふ場合は何う云ふ風にしたいでせうか。

答 それは實際問題ですが、結局監督局の許可を受けられた方法が、郵便賃金となつて居れば、郵便局としては預からなければならぬと思ひます。事業主としては遅滞なく積立べしと云ふのでありますから、郵便局として預かることが出来なくて、利子を損じても已むを得ないと思ひますが、若し出来ないと云ふことを前提とすれば、結局遅滞なく積立てると云ふ外仕方がないと思ひます。

問 退職手當を支給する場合に於て、準備積立金中から、一々所要の金額の引出るのは繁雑でありますから、會社の別の財産から一時立替へて、一ヶ月後に纏めて計算すると云ふやり方は、

別に差支ございませんでせうか。

答 それは退職手當の規定及準備積立金の規定と一緒に作られる場合に、其の中に織込まれて差支ないと思ひます。監督局としても全體として差支ない程度のものならば、許可せらるゝと思ひます。

問 それに關聯致しまして、若しそれが許可を得らるゝとすれば、其の場合立替金は一ヶ月後に計算しますので、相當の額に上ると思ひます。それには當然立替金に利子が附隨する譯であります、其の利子も積立金から控除することが出来ませうか。

答 實際問題としては、結局準備積立金から出すか、一般財産から出すか、其の二方法しかないと見なければならぬので、出来る事ならば立替金と云ふものを、表面に出して頂かない方がいゝのぢやないかと思ふて居ります、而かも利子の計算迄もと云ふことになつて來ると、一寸具合が悪いやうに思ひます。

問

少し理窟っぽくなりますけれども、若し準備積立金の中から出るとすれば、當然引出した額に對する利子は附かない譯であります。

会社の別の財産から立替へると云ふことは面白くない

かも知れませんが、要するに立替と云ふことになるのであります。

別の財産から立替へて置くとすれば附かない利子が、準備積立金の中に這入ると云ふことになるので、別に準備積立金が減る

と云ふことにはならないと思ひますが、お言葉の中に理窟っぽくと云ふ

ことあります。實收賃金に依るか、標準賃金に依るか……。

答 先程來申上げますやうに、新規に雇入れて一ト月に満ちて居ない期間の賃金を計算する場合には一ヶ月の賃金の代用方法

は、施行令第二條に規定してありますけれども、二十日分を代用することは、十五日の標準報酬日額を代用する方法は規定してな

いのでありますから、標準報酬日額に換算する方法はつかぬのであります。労働者が効率して行く場合を豫想して、便利を圖つた規定なであります。

監督局(補足) 詰り雇入、解雇に依つて、一ト月に満たない端数を生じたときには、施行令二條一項の原則で行く、それ以外の場合には第二項でよいと云ふことになります。

問 標準報酬日額と云ふものを、然う云ふ方法で定めて居る場合がありますが、然う云ふ場合は差支ない、それは一ヶ月の賃金を計算する場合でありますから……新規に雇入れて一ヶ月出ない場合は適用するに由がない、二十日しかない場合に、二十日間を一ヶ月と看做すことは出來ないから、此の規定を適用する方法はつかぬと云ふことを申上げるのであります。結局新規採用の場合と解雇の場合は、普通ならば三十日未満の期間が生ずると思ひますので、其の兩端数は實收賃金に依つて計算しなければならぬ場合が起つて來るのであります。

問 標準報酬日額は、三、四、五の三ヶ月……。

監督局 貴方の質問は、新に雇入れた者に對して、何う云ふ風にして標準報酬日額を定めるかと云ふのでせう……。

答 私最初に申上げましたやうに、非常に御研究を積んづ居

られると云ふので、申上げることを遠慮して居つたのであります。が、只今の點は標準報酬日額は、健康保険法に據つて定められて居るのであります。三、四、五と三ヶ月に労働者の得た賃金——幾ら病氣で休んで居つても、三、四、五の三ヶ月に得た賃金を、九十日で割つて標準報酬日額を出して居るのであります。従つて

休んで居らうが何うであらうが、九十日で割つて出して居るのでありますから、之を九十倍すれば三ヶ月の賃金が出て来るのですから三十倍して一ヶ月の賃金を出さうといふのが此の規定だと御理解願ひ度いのです。(續)

本會新入會員紹介

| 入会月日 | 礦名 | 所在地 | 鑛業權者又ハ代理人 |
|------------|------|----------|-----------|
| 昭和十二年三月十二日 | 平床炭礦 | 田川郡金田町神崎 | 藏野龜太郎 |

彙

報

炭價値上げは諸物價より遅々

最近の若松炭況は石炭そのものが重要産業統制法の支配下にあることゝて嘗ての歐洲大戰當時に経験したやうな法外な値上りは豫想出来ぬとしても一般物價と歩調を揃へての値上りはその可能性があり容易に豫想出来る譯である。今一般物價の最近の状況を商工省調査物價指數に就いて見るに昨十一年一月の平均物價指數は九八、二で本年一月の指數は一二〇、二であるからその騰貴は約二割二分五厘に當る。炭價に於て二割二分五厘と云へば貳圓五拾錢から參圓五拾錢にも達し炭價が一般物價に追随した場合は本年一月の炭價は前年の一月に比し妙くとも貳圓五拾錢乃至參圓方の高でなければならぬ。然るに炭價はそれ程の昂騰を見ず亦一般物價は尙強調を豫想せられてゐる。然るに炭價の歩みは斯くの如く遅れてゐる現状から察するに今後の炭價は一舉にと言ふことは困難としても漸次一般物價との競争が行はれるものと思はれる。殊に原料炭策遂行上より今後益々石炭の増産が奨励せられることによるべく増産の爲には條件の不利なる炭礦の開発となり旁々炭價は目先漸騰の一途を辿るものと思はれる上旬中の若松帆船乗標準炭價は左の如くである。

人造石油七ヶ年計畫

原料石炭の供給懸念さる

伍堂商相は三月廿三日の衆議院豫算總會で人造石油七ヶ年計畫の全貌を明かにしたが、はからずも右計畫中原料石炭供給問題について石炭聯合會及昭和石炭等の當業者側より左の如き理由により供給不能に陥れる惧れありとの意見が擡頭するに至つた。即ち商工省の原案によれば七ヶ年後の昭和十八年度には鉱油、重油各々百五十萬噸を生産することゝし、これに要する石炭九百萬噸は日滿兩國に於て折半供給する計畫と傳へられてゐるが、本邦石炭業の現狀は重工業を中心とする産業界の活況から需要の増加顯著にして供給不足懸念さへある今日更に人造石油のため四百五十萬噸の増産をはからんとすることは生産技術の點、設備、材料及び労働力等の點から極めて困難なり

といふのである、従つて右の如き當業者側の觀測から推すにおいては肝賢の人造石油生産計畫も重大修正を行はねばならぬことゝなるので政府當局の眞意如何は遂に各方面の注目を惹めるに至つた。

| | △塊 炭 | 前月 内 同 比 |
|---------|---------|-------------------|
| 一等 | 一三・八〇 | 高〇・一〇 |
| 二等 | 一一・三五 | 同〇・一〇 |
| 三等 | 九・三〇 | 同〇・一〇 |
| △粉 炭 | 一一・七五 | 高〇・一〇 |
| 一等 | 一〇・三五 | 同〇・一〇 |
| 二等 | 八・三〇 | 同〇・一〇 |

——報——

佛領印度から輸入される石炭は最近急激に増加を示し、昨年中の輸入高は内地七十三萬七千五百七十九萬圓、九百七十八萬圓と參圓、朝鮮四萬二千二百五十七噸、四拾參萬七千百四十五圓となつてゐる。尙朝鮮の最近三年間の輸入高を比較すれば左の通りである。

| | 數量 | 金額 |
|------|---------|----------|
| 昭和九年 | 四、八二〇噸 | 七〇、八〇〇圓 |
| 同十年 | 四、三七二噸 | 六〇、〇四一圓 |
| 同十一年 | 四二、二五七噸 | 四三七、一四五圓 |

佛印炭の輸入急激に増加

佛領印度から輸入される石炭は最近急激に増加を示し、昨年中の輸入高は内地七十三萬七千五百七十九萬圓、九百七十八萬圓と參圓、朝鮮四萬二千二百五十七噸、四拾參萬七千百四十五圓となつてゐる。尙朝鮮の最近三年間の輸入高を比較すれば左の通りである。

内地の石炭埋蔵量は商工省鐵山局に於いて昭和四年より七年まで三ヶ年に亘つて調査した現在實收炭量五十九億六千萬噸、推定炭量四十億四千五百萬噸、總想炭量は六十六億八千五百萬噸合計百六十六億九千萬噸が基準となつてゐるが其後探炭技術の進歩發達は當時探掘不可能であった石炭も充分發掘し得る状態となり從つて埋蔵量算定標準に狂ひを生ずると共に参考資料としての價値を著しく減殺されるに至つたので鐵山局では昭和十二年度より新たに四ヶ年繼續事業として埋蔵炭量並に炭質の調査を行ふことになつた點に特色ありとされてゐる。

撫順炭も値上か

工業用炭として撫順炭は我が産業界の羨望的であるが、近年滿洲國の大發展に伴ふ地方消費が年々激増を示し滿炭の増産と撫順炭の増産をしても、内地入荷は年々減少の一途を辿り十一年度の入荷は前年に比して特に減少してゐる、一方内地炭の統制強化による希望炭種の購入難並に品不足等より特に撫順炭の大量入荷

神戸石炭協会創立

石炭仲買販賣統制機關として

豫ねて神戸石炭同業組合が中心となり石炭仲買販賣統制機關として業者中より委員を擇び準備を進めつゝあつた神戸石炭協會設立の件に付ては最近成案を得た爲め去る四月一日午後三時から明石町明海ビル中央亭で創立總會を開催原案を可決、會長に同業組合長大江賢二氏が選任され其指名下に左記十氏理事に就任した。

山下鎌業△宗像商會△萬俵兵太郎△増田增太郎△寺田泰三△江見貫一△小島駒吉△室井常吉△橋本萬三△佐野善一

本協會成立は全國石炭界にトップを切つたものでその波動は相當注目される。

石炭海運賃

遠洋は各方面共引き活況を呈し、市況の硬化と共に船腹の需要は更に旺盛となり本邦船には歐洲方面配船の適船なき爲北米太平洋並に大西洋方面の罷業後殺到せる蒐荷の輸送に寧日なき有様である。而も此の方面に於ては船腹多々益々辨するとの云ふ状態であるから勢ひ市況の更に昂騰を演じつゝあるが、罷業前後に引受けた米村其他の輸送は本月一杯かかるだらうと見られてゐる。豫

洲小麥の動きは殆ど聞かず、ワイヤラ鐵石の如きも荷主の低率主張で引受けるものなく、紅海の鹽並に燐礦石と同様の運命に陥つてゐる。

近海の石炭出廻りは稍々減退に依つて市場は表面活氣薄の氣味

鐵山監督局長移動

商工省は三月廿七日左の通り發令した

福岡鐵山監督局長 小金義照

補東京鐵山監督局長(二等)

工務局工政課長

本鄉壽次

商工書記官 堀義臣

補福岡鐵山監督局長(三)

依頼免本官

東京鐵山監督局長 野村信考

に見られるが何分環境が著しく好轉して兩も期近船腹の依然たる拂底で氣配は引續き底堅く、若松・京濱三圓五・六〇錢から三圓七〇錢、若松・伊勢三圓二・三十錢と高唱へられるに至り、小樽・京濱は三圓八・九〇錢、室蘭・京濱三圓二・三〇錢と北海道炭も引續き馳り商狀である。土威炭、撫順炭其他の引受商談は全く頓挫してトリップ的に船腹を手當するか、荷主の自營に依る外に方法がなくなつて如何なる方法を執るかは注目されてゐる。九州炭に次ぎ三菱の北海道炭の引受交渉も開始されたが極めて波瀾の多い場面を豫想されてゐる。

若松より

| | | | |
|---|---|---|---|
| 京 | 川 | 崎 | 濱 |
| 四 | 圓 | 〇 | 〇 |
| 三 | 圓 | 六 | 〇 |
| 一 | 圓 | 七 | 〇 |
| 一 | 圓 | 六 | 〇 |
| 二 | 圓 | 三 | 〇 |
| 二 | 圓 | 七 | 〇 |
| 三 | 圓 | 〇 | 五 |
| 一 | 圓 | 二 | 五 |

全國積出炭港及四大市場貯炭高

昭和十二年三月二十日現在

| 和昭十二年三月二十日計 | | 前月末比較計 | | 前年同期比較計 | |
|-------------|------------|-----------|------|---------|------|
| 北 | 九 | 北 | 九 | 北 | 九 |
| 港 | 州 | 港 | 州 | 港 | 州 |
| 小岩釧留函室小海 | 小宇長相白唐博小門若 | 三、三七 | 三、三七 | 三、三七 | 三、三七 |
| 頭 | 道 | ノ | ノ | ノ | ノ |
| 計 | 計 | 島崎浦浦津多倉司松 | 六、一三 | 六、一三 | 六、一三 |
| 市 | 市 | 計 | △ | △ | △ |
| 四大市場 | 四大市場 | 内路崩館蘭樟 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一、〇〇 |
| 港頭市場 | 港頭市場 | 計戸阪屋演 | 九、〇〇 | 九、〇〇 | 九、〇〇 |
| 名古 | 名古 | 二、八〇 | 二、八〇 | 二、八〇 | 二、八〇 |
| 京 | 京 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一、〇〇 |
| 神 | 神 | 九、九〇 | 九、九〇 | 九、九〇 | 九、九〇 |
| 大 | 大 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一、〇〇 |
| 市 | 市 | 九、九〇 | 九、九〇 | 九、九〇 | 九、九〇 |
| 計 | 計 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一、〇〇 |
| 出 | 港 | △印ハ減 | △印ハ減 | △印ハ減 | △印ハ減 |

互助會石炭株式會社人事異動

上野長松君は四月十二日附を以つて依願退職となり、滿州炭礦株式會社に入社した。

三月二十一日—直方市に於て理事會を開催し十二年度調節協定に關し委員の経過報告を行つた。出席者は野上副會長以下各理事十二名で缺席者五名。

本
會
記
事

| | | | | | | |
|-----------|--------------------------|---|---|--|--|----|
| 山 口 四五六 | 厚狭郡生田村厚狭町並ニ海面 同郡新田村妻町 | 宇部市中宇部 佐世保市榮町 福岡縣八女郡上廣川村 長崎縣北松浦郡柏木村 吉原 梅吉 古賀宗次郎 上田原千代 | 九毛、〇〇〇 一室、〇〇〇 九毛、五〇〇 九三、〇〇〇 九六、八〇〇 毛五、八〇〇 一〇〇、〇〇〇 九六、三〇〇 | 福本 梅助 大塚 德市 中島 美保 吉居丑之助 外一人 外一人 | 三、九 三、四 三、三 三、二 三、一 三、一 | |
| 探 堀 願 許 可 | 直方市直方 野上辰之助 | 同上 | 空七、五〇 坪 | 同上 | 同上 | 同上 |
| | | | 三、一八 | | | |
| | | | | | | |

| 扶 墓 計 | | 目 | | 扶 墓 計 | | 目 | |
|----------------------------------|--|-------------------------------------|--|-----------|---------------|----------------|-----|
| 山 口 | 四 六 | 空毛、五毛 | 直 方 | 福 田 | 三 六 | 吉 原 | 三 六 |
| 同 宮 佐 同 長 福 長 福 同 崎 賀 嶺 間 嶺 間 | 東 松 湘 郡 入 野 村 並 二 海 面 遠 賀 那 遠 賀 村 水 維 村 中 間 町 | 東 八 女 那 中 廣 川 村 上 廣 川 村 長 嶺 村 鳥 見 村 | 北 松 油 那 魔 魔 頭 並 二 海 面 兒 湯 那 斧 田 村 富 田 村 須 古 村 錦 江 村 | 宇 部 市 中 部 | 福 岡 市 極 極 寺 町 | 大 島 本 島 德 松 | 三 六 |
| 三 四 | 厚 球 那 生 田 村 厚 球 町 並 二 海 面 | 空 毛、五毛 | 直 方 直 方 | 長 嶺 町 | 佐 世 保 市 石 坂 町 | 吉 居 井 梅 吉 外 | 三 六 |
| | | 1000000 | 1000000 | 上 | 宇 部 市 沖 宇 部 | 吉 原 千 代 | 三 六 |
| | | 1000000 | 1000000 | | | 古 賀 釜 次 邦 | |
| | | | | | | 梅 吉 外 | |
| | | | | | | 吉 原 千 代 | |
| | | | | | | 外 外 一 人 | |
| | | | | | | 人 人 人 | |
| | | | | | | | |

| 統 計 | |
|-----------------------|------|
| 目 次 | |
| 1 互助會所屬坑別送炭實績表 | (57) |
| 2 互助會所屬炭坑炭種別送炭數量內譯表 | (60) |
| 3 氧豐鑄業會所屬坑別出炭高實績表 | (63) |
| 4 聯合會所屬會別送炭實績表 | (65) |
| 5 昭和十二年各月末貯炭高調 | (66) |
| 6 若松港貯炭表 | (67) |
| 7 若松港石炭集散高 | (68) |
| 8 大阪港貯炭 | (68) |
| 9 若松戶畠其他地區內各礦着炭高 | (68) |
| 10 若松戶畠炭積機別荷卸數量 | (69) |
| 11 若松地方別積出炭 | (69) |
| 12 若松船種別積出炭 | (70) |
| 13 若松青灰五箇年對照 | (70) |
| 14 若松積出炭五箇年對照 | (70) |
| 15 互助會所屬郡別坑夫調 | (71) |
| 16 互助會所屬郡別坑夫移動數調 | (72) |
| 17 互助會所屬郡別就業步合調 | (72) |
| 18 互助會所屬坑夫一日當り平均郡別賃金表 | (73) |

互助會所屬坑別送炭實績表

昭和十一年四月以降

(單位噸)

| 坑 主 及 坑 名 | 上期略計 (四月一九月) | 十 月 | 十一 月 | 十二 月 | 一 月 | 二 月 | 三 月 | 下期累計 | 前年同月 |
|-----------------------|-----------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|
| | | | | | | | | | |
| 日本化學 | 高松一礦及二礦 | 217,013 | 49,409 | 51,628 | 54,461 | 51,515 | 50,344 | 257,357 | 36,758 |
| " " | 梅木 | 70,120 | 5,865 | 1,619 | 54 | — | — | 7,538 | 10,872 |
| " " | 高尾崎 | 63,756 | 10,816 | 12,989 | 11,767 | 8,826 | 9,177 | 53,575 | 9,812 |
| 木深小筑金 | 曾坂 | 35,558 | 6,747 | 7,005 | 6,689 | 6,896 | 6,117 | 33,454 | 3,615 |
| " | 深新 | 53,926 | 9,269 | 9,619 | 11,073 | 8,554 | 8,302 | 46,817 | 9,252 |
| " | 豊鑛 | 63,892 | 9,532 | 9,901 | 11,354 | 11,825 | 9,212 | 51,824 | 12,557 |
| " | 鐵丸 | 4,999 | 1,616 | 2,193 | 2,598 | 2,311 | 1,860 | 10,578 | 1,267 |
| " | 高海 | 20,767 | 3,692 | 3,910 | 4,769 | 5,019 | 4,005 | 21,395 | 4,011 |
| " | 高谷 | 27,338 | 9,176 | 5,802 | 5,933 | 7,822 | 6,287 | 32,020 | 4,046 |
| " | 高線 | 13,445 | — | — | — | — | — | — | — |
| " | 大隈 | 26,647 | 4,801 | 4,400 | 5,217 | 5,318 | 4,474 | 24,210 | 4,223 |
| 八香末小秋 | 隈月 | 4,653 | 1,075 | 904 | 1,926 | 1,393 | 1,031 | 5,629 | 608 |
| 九州 | 吉野 | 5,415 | 1,301 | 1,092 | 1,446 | 1,566 | 1,107 | 6,512 | 677 |
| 曹達 | 吉林 | 22,307 | 3,865 | 3,800 | 4,003 | 4,078 | 2,928 | 18,674 | 3,704 |
| 藤井 | 新秋 | 28,211 | 3,881 | 3,975 | 5,037 | 4,911 | 3,518 | 21,322 | 2,800 |
| 大成 | 山椎森 | 14,879 | 2,994 | 2,809 | 3,131 | 3,022 | 2,477 | 14,433 | 2,480 |
| 西成 | 山西川 | 98,480 | 16,175 | 17,580 | 19,812 | 19,374 | 14,530 | 87,471 | 16,318 |
| | | 57,698 | — | — | — | — | — | — | — |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----|---|---|-----------|-----------|---------|-----------|---------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 昭 | 和 | 昭 | 和 | 82,901 | 14,912 | 15,513 | 16,519 | 14,521 | 13,495 | | 74,960 | 14,855 | | |
| 大 | 谷 | 大 | 谷 | 67,637 | 11,425 | 11,898 | 13,202 | 13,966 | 13,808 | | 64,299 | 12,025 | | |
| 木 | 原 | 池 | 田 | 12,087 | — | — | — | — | — | | — | — | | |
| 既 | 會 | 員 | 計 | 1,543,326 | 246,362 | 250,031 | 267,305 | 264,115 | 231,531 | | 1,259,344 | 234,488 | | |
| 無 | 煙、 | 煽 | 石 | 微 | 粉 | 計 | 29,131 | 3,861 | 3,974 | 5,099 | 5,700 | 7,313 | 25,947 | 4,137 |
| 正 | 炭 | 實 | 送 | 高 | 1,514,195 | 242,501 | 246,057 | 262,206 | 258,415 | 224,218 | | 1,233,397 | 230,351 | |
| 前 | 年 | 正 | 炭 | 實 | 送 | 高 | 1,390,110 | 244,073 | 253,639 | 266,704 | 231,642 | 254,368 | 1,250,426 | — |
| 對 | 比 | | 增 | 減 | 124,035 | △ 1,572 | △ 7,582 | △ 4,498 | 26,773 | △ 30,150 | | △ 17,029 | — | |
| (新加入坑) | | | | | | | | | | | | | | |
| 日 | 本 | 化 | 學 | 山 | 田 | 120,718 | 22,587 | 23,948 | 24,438 | 22,412 | 23,607 | 116,992 | 21,581 | |
| 靜 | | | | 池 | 野 | 104,616 | 18,354 | 18,191 | 22,393 | 19,100 | 18,460 | 96,498 | 17,667 | |
| " | | | | 神 | 田 | 54,241 | 8,657 | 7,692 | 10,200 | 9,289 | 8,066 | 43,904 | 9,255 | |
| 木 | 原 | 原 | 川 | 崎 | 生 | 17,075 | 2,726 | 2,736 | 3,075 | 3,457 | 2,728 | 14,724 | 2,471 | |
| 田 | 中 | 木 | 中 | 新 | 手 | 4,049 | 694 | 751 | 965 | 875 | 775 | 4,060 | 483 | |
| 新 | 東 | 中 | 邦 | 鞍 | 元 | 83,059 | 17,289 | 17,508 | 20,348 | 20,990 | 17,773 | 93,908 | 8,068 | |
| 野 | | | 上 | 三 | 道 | 33,335 | 8,785 | 8,483 | 9,123 | 7,823 | 6,517 | 40,731 | 6,129 | |
| 新 | 東 | | | 天 | 野 | 69,520 | 16,281 | 16,212 | 16,928 | 15,995 | 14,404 | 79,820 | 6,480 | |
| 野 | | | | 入 | 鼻 | 11,632 | 1,349 | 1,121 | 1,818 | 1,700 | 1,228 | 7,216 | 660 | |
| 中 | | | | 鰐 | 口 | 12,979 | 3,098 | 5,117 | 3,143 | 3,887 | 1,733 | 16,978 | 1,419 | |
| " | | | | 江 | 口 | 11,009 | 1,853 | 2,059 | 2,164 | 1,892 | 2,008 | 9,976 | 1,419 | |
| 太 | 田 | 原 | 第 | 一 | 山 | 2,626 | — | — | 419 | 406 | 446 | 1,271 | 1,040 | |
| 營 | 尾 | 辻 | 山 | 一 | 野 | 7,750 | 1,102 | 1,148 | 1,172 | 1,179 | 881 | 5,482 | 841 | |
| 松 | 篠 | 本 | 嘉 | 山 | 代 | 596 | 290 | 489 | 452 | 424 | 365 | 2,020 | 165 | |
| 田 | 鑛 | 昭 | 新 | 平 | 和 | 10,886 | 3,965 | 3,729 | 4,573 | 6,523 | 4,758 | 23,548 | — | |
| 筑 | 鑛 | | | | | 2,284 | 655 | 808 | 742 | 858 | 824 | 3,887 | — | |

昭和十二年各月末貯炭高調

(無煙炭及燐石ヲ除キ、坑所貯炭ヲ含マズ)

| | 十一 年 十二 月末 | 一月末 | 二月末 | 三月末 | 四月末 | 五月末 | 六月末 | 七月末 | 八月末 | 九月末 | 十月末 | 十一月末 | 十二月末 |
|-----|---------------------|---------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 若松 | 65,208 | 62,934 | 80,471 | | | | | | | | | | |
| 門司 | 5,454 | 5,796 | 6,256 | | | | | | | | | | |
| 小倉 | 3,280 | 4,168 | 4,069 | | | | | | | | | | |
| 博多 | 8,775 | 13,558 | 17,558 | | | | | | | | | | |
| 唐津 | 7,161 | 9,308 | 14,971 | | | | | | | | | | |
| 白浦 | 3,766 | 5,634 | 6,912 | | | | | | | | | | |
| 相浦 | 6,801 | 7,357 | 5,811 | | | | | | | | | | |
| 長崎 | 11,121 | 15,108 | 12,294 | | | | | | | | | | |
| 宇島 | 498 | 1,068 | 309 | | | | | | | | | | |
| 小計 | 112,064 | 124,931 | 148,651 | | | | | | | | | | |
| 北室蘭 | 97,264 | 109,222 | 94,905 | | | | | | | | | | |
| 函館 | 73,358 | 61,523 | 75,589 | | | | | | | | | | |
| 留萌 | 9,264 | 10,648 | 7,645 | | | | | | | | | | |
| 釧路 | 29,265 | 20,851 | 27,428 | | | | | | | | | | |
| 岩内 | 20,322 | 24,870 | 27,605 | | | | | | | | | | |
| 小計 | 13,873 | 9,089 | 7,281 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 243,346 | 236,209 | 240,453 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 355,410 | 316,140 | 389,104 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 京濱 | 126,669 | 137,259 | 118,839 | | | | | | | | | | |
| 名古屋 | 105,639 | 102,530 | 95,456 | | | | | | | | | | |
| 大阪 | 96,845 | 85,887 | 74,495 | | | | | | | | | | |
| 神戸 | 13,703 | 11,637 | 10,118 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 342,857 | 337,313 | 298,908 | | | | | | | | | | |
| 總計 | 698,267 | 698,453 | 688,012 | | | | | | | | | | |
| 前年總計 | 772,053 | 623,977 | 553,938 | 524,035 | 554,227 | 553,855 | 591,536 | 693,731 | 691,092 | 748,480 | 872,150 | 872,920 | 698,267 |
| 對前年増減 | △ 23,786 | 74,476 | 134,074 | | | | | | | | | | |

若松港貯炭表 昭和12年4月10日現在 (単位噸)

| 區別 | 築港 | 藤木棧橋 | 藤木 | 二島 | 新川 | 中島 | 合計 | 比較 | | |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|---------|--------|----------|
| | | | | | | | | 前回 | 增減 | 前年同月同日增減 |
| 塊炭 | 1,986 | 5,694 | 7,717 | 14,157 | 3,675 | 102 | 33,331 | | 471 | 20,774 |
| 塊炭 | 198 | 10,471 | 4,022 | 8,059 | 5,364 | 1,220 | 29,334 | | 3,638 | 21,191 |
| 块炭 | — | 1,001 | 2,522 | 507 | 7,999 | 8 | 12,037 | | 695 | 6,009 |
| 粉炭 | — | 29,905 | 1,478 | 856 | 27,545 | 491 | 60,275 | | 14,324 | 33,999 |
| 煙 | — | 12 | — | 910 | 171 | — | 1,093 | | 279 | 441 |
| 石 | — | 1,125 | — | 103 | — | — | 1,228 | △ 386 | 605 | |
| 合計 | 2,184 | 48,208 | 15,739 | 24,592 | 44,754 | 1,821 | 137,298 | 19,021 | | 83,019 |
| 前回 | 1,856 | 39,857 | 14,651 | 24,350 | 36,352 | 1,211 | 118,277 | | | |
| 增減 | 328 | 8,351 | 1,088 | 242 | 8,402 | 610 | 19,021 | △印ハ減ヲ示ス | | |
| 前年同月同日 | 758 | 17,690 | 10,010 | 3,850 | 21,451 | 520 | 54,279 | | | |
| 増減 | 1,426 | 30,518 | 5,279 | 20,742 | 23,303 | 1,301 | 83,019 | | | |

互助會所屬郡別坑夫移動調

昭和十二年二月分

| 種 別 | 遠 賀 | 鞍 手 | 嘉 穂 | 田 川 | 船 屋 | 長 崎 | 佐 賀 | 合 計 |
|------------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 雇 入 採炭柱 | 670 | 451 | 586 | 298 | 478 | 503 | 63 | 3,049 |
| | 52 | 79 | 290 | 36 | 60 | 219 | — | 736 |
| | 204 | 84 | 267 | 56 | 75 | 98 | 8 | 792 |
| | 計 | 614 | 1,143 | 390 | 613 | 820 | 71 | 4,577 |
| | 解雇 | 665 | 462 | 616 | 173 | 408 | 516 | 2,878 |
| 採炭柱 | 70 | 58 | 273 | 41 | 82 | 155 | — | 679 |
| | 166 | 75 | 391 | 56 | 79 | 97 | 7 | 871 |
| | 計 | 901 | 595 | 1,280 | 270 | 569 | 768 | 45 |
| | | | | | | | | 4,428 |

互助會所屬郡別就業歩合表

昭和十二年二月分

| 種 別 | 遠 賀 | 鞍 手 | 嘉 穂 | 田 川 | 船 屋 | 長 崎 | 佐 賀 | 合 計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 採炭柱 | 0,688 | 0,735 | 0,653 | 0,696 | 0,700 | 0,672 | 0,665 | 0,687 |
| 支柱 | 0,787 | 0,737 | 0,671 | 0,781 | 0,764 | 0,750 | 0,840 | 0,761 |
| 全體 | 0,777 | 0,743 | 0,719 | 0,726 | 0,750 | 0,670 | 0,770 | 0,736 |

互助會所屬坑夫一日當リ平均郡別賃金表

昭和十二年二月分

(単位圓)

| 種 別 | 遠 賀 | 鞍 手 | 嘉 穂 | 田 川 | 船 屋 | 長 崎 | 佐 賀 | 平 均 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 坑内 | 1,767 | 1,459 | 1,756 | 1,596 | 1,682 | 1,850 | 1,535 | 1,663 |
| | 1,541 | 1,342 | 1,646 | 1,387 | 1,486 | 1,705 | 1,250 | 1,479 |
| | 1,323 | 1,106 | 1,226 | 1,109 | 1,442 | 1,235 | 1,180 | 1,233 |
| | 1,189 | 1,257 | 1,152 | 1,144 | 1,223 | 1,132 | 1,120 | 1,150 |
| | 1,331 | 1,343 | 1,279 | 1,222 | 1,310 | 1,337 | 1,055 | 1,174 |
| | 1,126 | 976 | 1,077 | 952 | 1,094 | 1,033 | 960 | 1,031 |
| | 1,595 | 1,334 | 1,523 | 1,344 | 1,504 | 1,502 | 1,350 | 1,450 |
| 坑外 | 718 | 664 | 629 | 593 | 606 | 697 | 635 | 649 |
| | 1,133 | 1,011 | 1,272 | 966 | 1,110 | 1,032 | 890 | 1,059 |
| | 1,189 | 1,305 | 1,193 | 1,119 | 1,262 | 1,230 | 1,275 | 1,224 |
| | 1,309 | 1,453 | 1,236 | 1,191 | 1,346 | 1,235 | 1,165 | 1,276 |
| | 869 | 887 | 883 | 803 | 598 | 687 | 690 | 774 |
| | 1,061 | 989 | 1,043 | 911 | 956 | 1,017 | 815 | 970 |
| | 總 平 均 | 1,487 | 1,228 | 1,394 | 1,200 | 1,314 | 1,387 | 1,303 |
| 在籍一人一ヶ月當 平均賃金 | 31,059 | 25,711 | 31,151 | 28,006 | 26,955 | 30,043 | 25,965 | 28,413 |

編輯後記

参考資料であらう。

坂本行敬氏の「礦夫の雇傭労役に關する
講演」は同氏多用の爲今回は休稿された。

本會報は編輯の都合上本月より發行日を
毎月二十日に變更した。

×

昭和石炭株式會社事務取締役古川慶三氏
の「本邦石炭鑛業の趨勢」は、昭石社の正
確なる調査を基礎として過去に於ける石炭
の需給状況及び將來に於ける需要増加の見
透しを述べ、尙本邦石炭鑛業が激増する需
要を賄ふに充分なる自信ある事、強靭なる
彈力性を有する事を力説されてゐる點は注
目に價する。

×

本會主事風戸道康氏の「最近に於ける互
助會炭業の概観」中の「生産並に販賣統制
概要」に於ては新設會社の活動状況を識る
事が出来「勞働事情」の項は本會が礦夫統
制組合の組織を目論んでゐる折柄相當の好

△石炭鑛業に關する原稿

投稿規定

- 一、採鑛、保安、勞務に關するもの
- 二、石炭需給又は統制に關するもの
- 三、法規、經濟に關するもの

×

- 一、原稿締切……毎月五日
- 二、文章は平易を旨とすること
- 三、文字は楷書にて明瞭に記すこと

| 互助會報・第二卷・第四號 | | 購 讀 | 購 讀 |
|----------------|--------------|-------------|------------------|
| 昭和十二年四月十七日印刷納本 | 昭和十二年四月二十日發行 | 半年分 一年分 | 金參拾錢 金參圓六拾錢同上 |
| 若松市場町二丁目 | 福岡市古小路二五番地 | 石炭鑛業互 助會 | 石炭鑛業互 助會 |

發行人 風戸道康
編輯人 川浪作
印刷所 山田印刷所
若松市場町二丁目 福岡市古小路二五番地
電話 一一一〇二六番
電話 一一一七〇九番

水洗機、選炭機
各種選礦機
昇降機、輸送機
捲揚機、粉碎機
鐵骨建築
水管、風管、タンク
機械据付並ニ組立
各種設計並ニ工事監督

町之濱市松若縣岡福

永田製作所

男正田永主所

番九六一一(長) 話電

一四四階四ルビ丸内ノ丸區町麺市京東(所張出)

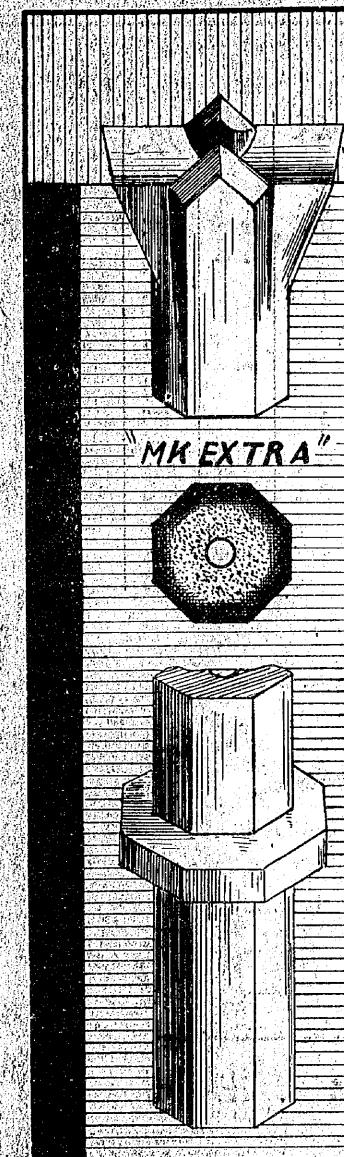
番九〇八四 話電

昭和十二年四月二十七日發行

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市堺町二丁目

石炭鑛業互助會



柏印鋼 合同
總發售元 會社

高口商店

本店 福岡市苗屋町八
電話{長空三六〇五
支店 東京 大阪 小倉
京城 大連

SCHOELLER
NORMALIZED HOLLOW-
ROCK DRILL STEEL

見よ?
調質中空鋼 優力ア

從來ノ中空鋼ニ比シ刃先ノ磨滅ハ約50%ニ低減シ硬質軟質ヲ問ハズ迅速ニ穿孔シ得ル此事實ハ特殊成分ノ含有ニ依ルコトハ明カデアルガ更ニ如何ナル長サノモノデモ悉ク全長ニ亘リ秘法ニヨル調質ヲ施行シ外部組織ハ極メテ硬ク且強靱性アリ内部ハ極メテ軟カク且強靱性ニ富ミ決シテ中途ヨリ折損スルコトナク無理ナル摩動ニサヘ耐ヘ得ル(斷面圖參照)特性アリ

極メテヨク切レ腰折レセズ
磨滅セザル事實ハ能率ニ於
テ 200%~300%ヲ發揮シ

掘進及採炭力ノ倍加ヲ計畫シ得ル
コトニナル

乞フ優秀成分ノ調質中空鋼
ノ永久的御愛用ヲ

在庫豊富 納入迅速